平成30年1月16日

所管 健康福祉局・障害福祉部 子ども青少年局・子ども青少年育成部

III =	
件 名 ————	第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画(案)の策定について
	【計画の位置付け】
	〇第5期堺市障害福祉計画(平成30年度~平成32年度)
	障害者総合支援法第 88 条に基づき、障害者が自立した日常生活や社会生活を送る
	ことができるよう、取組の成果目標や障害福祉サービス・地域生活支援事業等の提
	供に係る見込量、体制確保のための方策等を定める計画
	〇第1期堺市障害児福祉計画(平成30年度~平成32年度)
  経過・現状	児童福祉法第33条の20に基づき、障害児の健やかな育成や発達支援に向け、取組
一件 题 5 先认	の成果目標や障害児サービス等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を定
政策課題	める計画(児童福祉法の改正により平成30年度から計画策定が義務付け)
以农际炮	【経過】
	・学識経験者、関係団体、障害当事者等から構成される「堺市障害者施策推進協議会」
	及び「障害福祉計画策定専門部会」において検討(平成29年7月~11月 全7回)
	【現状と課題】
	・障害者の高齢化、重度化(医療的ケアを必要とする障害者等への対応)
	・サービス対象者、ニーズの多様化(高次脳機能障害者、発達障害者等への対応)
	・家族の高齢化(家族介護力の低下) 等
	【施策の方向性】
	・地域生活への移行、一般就労への移行の促進
	・地域生活の安心を支える支援基盤の構築
	・ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上 等
	【成果目標】
	○第5期障害福祉計画
  対 応 方 針	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
今後の取組	3 地域生活支援拠点等の整備
(案)	4 福祉施設から一般就労への移行等
(本)	5 工賃の向上
	〇第1期障害児福祉計画
	1 障害児支援の提供体制の整備等
	【今後のスケジュール】
	平成 30 年 1 月~2 月 パブリックコメントの実施
	平成30年3月 堺市障害者施策推進協議会の開催
	第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画の策定
効果の想定	障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる
	社会の実現
関係局との	全局
政策連携	

### 第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画(案)の概要

### 第5期障害福祉計画

- ■障害者総合支援法 障害者の日常生活・社会生活を支援する ためのサービス等について規定
- ■障害者総合支援法第88条に基づき、 障害福祉サービスや地域生活支援事業等 の提供に係る見込量、体制確保のための 方策等を定めるもの

### 第1期障害児福祉計画

- ■児童福祉法 障害児の健やかな育成を支援するための サービス等について規定
- ■児童福祉法第33条の20に基づき、 障害児サービス等の提供に係る見込量、 体制確保のための方策等を定めるもの
- ■児童福祉法の改正により平成30年度か ら計画策定が義務付け

# 一体的に策定

計画期間

### 平成30年度から平成32年度まで

基本理念

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと 生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

### 【取組の基本方針】

- ・障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ・ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開
- ・社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

### 現状と課題

- ●サービス需要量の増加
- ●障害者の高齢化、重度化

医療的ケアを必要とする障害者等への対応

- ●サービス対象者、ニーズの多様化 ●地域で障害者を支える 高次脳機能障害者、発達障害者、難病患者 ●障害に対する理解不足 障害児など、多様な利用者への対応
- ●家族の高齢化(家族介護力の低下)
- ●相談支援等の体制の確保
- ●サービス人材の確保と質の向上
  - ●地域で障害者を支える基盤の整備・強化

### 施策の方向性

基本理念・取組の基本方針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開 サービスを通じた社会的障壁の除去、共生社会づくりをめざした施策を推進

- ◆相談支援の提供基盤の充実・強化
- ◆地域生活への移行、一般就労への移行の促進
- ◆地域生活の安心を支える支援基盤の構築
- ◆ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上
- ◆医療的ケア等への対応力の向上
- ◆サービスを通じた社会参加の促進、交流促進、障害理解の促進
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 進捗管理

◆ PDCA サイクルによる進捗管理の指標として、「成果目標」と「活動指標」を位置づけ

- ⇒ 毎年度(3月時点)の分析・評価 「成果日標」
- ⇒ 成果目標の達成に関連の深いサービスの提供量などを活動状況の指標として設定 「活動指標」 年2回(9月時点、3月時点)の分析・評価

成果月標

※国の基準により達成済みの目標についても掲載する ことが義務付けられている。

■ 第5期障害福祉計画の成果目標

項目 平成32年度末までの目標 ■平成28年度末時点の施設入所者数(453人)の9%以上が地域 41人 生活へ移行 ●福祉施設の入所者の 地域生活への移行 ■平成28年度末時点の施設入所者数(453人)から2%以上削減 9人 ■精神障害者地域移行・地域定着推進協議会やその専門部会な

●精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築

ど保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

平成 32 年度末 までに 設置する

898人

69%以上

8 4%以上

面的整備により

平成 29 年4月

整備済

■精神病床における1年以上長期入院患者数 ■入院後3か月時点の退院率

1.3倍以上

職場定着率

- ■入院後6か月時点の退院率
  - 90%以上
- ■入院後1年時点の退院率

●地域生活支援拠点等 の整備

■一般就労への移行実績を平成 28 年度移行実績(104 人)の

■地域生活支援拠点等について少なくとも1つを整備

146人

●福祉施設から一般就労

■就労移行支援利用者数を平成28年度末利用者数(230人)の 1.2倍以上

■就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の事業所全体に占

276人

める割合 ■就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の 5割以上

●工賃の向上

5

への移行等

■個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額

8割以上

12,546円

■ 第1期障害児福祉計画の成果目標

● 障害児支援の提供体制 の整備等

■児童発達支援センターを1箇所以上設置

昭和49年4月 整備済

■保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

7箇所

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を1箇所以上確保

9箇所

■医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教 育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

平成 30 年度末 までに 設置する

### 障害福祉サービス・障害児サービス等の見込

### 訪問系サービス

	平成3		平成3		平成32年度		
	利用者数 (人/月)	利用時間( 時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間( 時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間(時間/月)	
居宅介護 (ホーム ヘルプ)	2,577	48,676	2,743	51,637	2,909	54,598	
重度訪問 介護	236	36,018	249	37,984	260	39,653	
同行援護	310	8,779	320	9,062	331	9,352	
行動援護	37	1,060	38	1,104	41	1,179	

#### (主な取組方策)

- ●障害特性に応じた対応力の向上、サービスの質の向上
  - ・職員の人材育成や事業所支援(事業所 職員のスキルアップ研修の実施)
- ●重度訪問介護について、医療機関への入院時の一定利用(平成30年度から)に向けた関係機関への周知、サービス利用の促進

### 日中活動系サービス、療養介護、短期入所

	平成 3	O 年度	平成 3	31 年度	平成 32 年度			
	利用者数(人/月)	利用日数(人日/月)	利用者数(人/月)	利用日数(人日/月)	利用者数(人/月)	利用日数(人日/月)		
生活介護	1,943	37,312	2,018	38,703	2,095	40,136		
自立訓練(機能訓練)	29	326	31	348	33	371		
自立訓練(生活訓練)	158	2,320	173	2,538	190	2,788		
就労移行支援	254	4,294	265	4,480	276	4,666		
就労継続支援(A型)	320	6,174	335	6,468	350	6,763		
就労継続支援(B型)	1,924	33,227	1,998	34,455	2,075	35,746		
就労定着支援	41		90		146			
療養介護	131		131		131			
短期入所(ショートステイ)	842	5,724	883	6,001	925	6,283		

#### (主な取組方策)

### 【生活介護】

- ●医療的ケアを必要とする障害者の受入れ体制の確保
- ・ 看護師等の配置に対する補助の活用

### 【自立訓練】

- ●生活リハビリテーションセンター における支援
  - 効果的な自立訓練事業の推進
  - ・地域での自立生活に必要な社会生活力の維持・向上
  - ・ 各関係機関や地域の資源と連携した支援

#### 【就労移行支援】

- ●就労移行支援事業所による効果的な支援
- ・雇用、福祉、教育等の関係機関、障害者就業・生活支援センターとの有機的な連携
- ⇒利用者の増加と一般就労への移行者数の増加

### 【就労継続支援】

- ●授産活動支援センターにおける支援
  - ・就労継続支援事業所等への工賃の向上に向けた支援
  - ・企業や商工団体等とのネットワーク構築
  - ・ 授産活動への総合的な取組

### 【短期入所】

- ●短期入所の緊急利用の体制充実
  - ・事業所における緊急受入れ枠の確保
- ●医療的ケア等の必要な利用者の受入れ体制の確保
- ●短期入所の長期利用を解消するために地域生活移行を 含めた支援の実施

### 居住系サービス

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	769	802	835
施設入所支援	利用者数 (人/月)	448	446	444

### (主な取組方策)

### 【共同生活援助 (グループホーム)】

- ●基盤拡充を推進
- ●重度障害者も利用できるよう機能強化の充実

### 相談支援等

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	2,229	2,572	2,937
地域相談支援 (地域移行支援) (地域定着支援)	利用者数 (人/月)	265	276	290
自立生活援助	利用者数 (人/月)	10	19	29

### (主な取組方策)

- ●サービス提供事業所の拡大と質の向上
  - 相談支援専門員の増加
  - ・事業所の育成と支援の強化(研修の実施等)
- ●相談支援関係機関によるネットワークの強化
  - 情報共有や事業所間連携を推進
  - ・サービス基盤の充実

### 地域生活支援事業

	_加义]及于			平成 30 年度	平成31年度	平成32年度
		障害者相談支援事業(基幹相談支援センター)	箇所	8	8	8
	相談支援	障害児等療育支援事業	箇所	8	9	9
	事業	発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1
			人/年	1,710	1,726	1,742
	成年後見制度	度利用支援事業 ※1	人/年	15	16	16
		手話通訳者派遣事業 ※2	人/年	213	213	213
		于品地队目派趋争来	件/年	3,384	3,519	3,659
主な	意思疎通	要約筆記者派遣事業 ※2	人/年	18	18	18
必須	支援事業		件/年	144	162	180
事業		手話通訳者設置事業	人/年	8	8	8
尹未		重度障害者入院時コミュニケーション事業	件/年	1,366	1,379	1,391
		• 手話レベルアップ講座	人/年	150	150	150
	手話通訳者		人/年	20	20	20
	要約筆記者證		人/年	20	20	20
		ナ通訳・介助員養成研修事業 ※4 × 4 × 4 × 4 × 4 × 4 × 4 × 4 × 4 × 4	人/年	30	30	30
	盲ろう者向に	ナ通訳・介助員派遣事業	人/年	17	17	17
	移動支援事業	<b>举</b>	人/年	2,958	3,041	3,124
			時間/年	576,338	591,172	606,038
主な	日中一時支持		人日/年	8,123	8,256	8,385
任意		生活訓練事業	人/年	115	115	115
事業		門員整備事業 32 トの・字利田老物 ての・字派達此物	人/年 ※2級フ目に	173	176	179

※1 市長申し立ての利用者数 ※2 上段:実利用者数 下段:実派遣件数 ※3 終了見込者数 ※4 大阪府と共同実施(府全体の数で堺市は内数)

#### (主な取組方策)

#### 【障害児等療育支援事業】

●身近な地域の障害児支援の中核として機能を充実

#### 【成年後見制度利用支援事業】

●市民や支援者を対象とした研修実施等による利用促進

### 【意思疎通支援事業】

- ●手話講習会や手話レベルアップ講座の開催による手話 の普及
- ●登録手話通訳者、要約筆記者の養成、スキルアップ

### 【移動支援事業】

●安定したサービス供給ができるよう人材の確保やサービスの質の向上、個別給付化

### 【日中一時支援事業】

●生活介護など日中活動系サービスのサービス提供時間 や延長支援の動向等もふまえながら適切なサービス基 盤を充実

### 障害児サービス

	平成3	30 年度	平成 3	31 年度	平成 32 年度	
	利用者数	利用人日	利用者数	利用人日	利用者数	利用人日
	(人/月)	(人日/月)	(人/月)	(人日/月)	(人/月)	(人日/月)
児童発達支援	721	5,053	740	5,186	758	5,313
医療型児童発達支援	67	587	65	569	63	552
居宅訪問型児童発達 支援(回/月)	26		53		79	
放課後等デイサービス	2,321	18,540	2,375	18,971	2,428	19,394
保育所等訪問支援 (回/月)	39		44		48	
障害児相談支援	394		439		485	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成 30 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少					

なくとも1名配置する

### (主な取組方策)

- ●「あい・さかい・サポーター養成研修」等の研修や育成指導等を通じた 事業者の支援の質の向上
- ●「あい・ふぁいる」の活用等を通じた個々の障害児の状況に応じたサービス提供、関係機関が連携したとぎれのない支援

### 発達障害者等に対する支援

の配置人数

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障害者支援地域協議会の開催 (堺市発達障害者支援専門部会)		1	1	1
発達障害者支援センターによる相談支援	件	2,495	2,513	2,532
相談支援•発達支援件数	件	1,743	1,753	1,765
相談支援・就労支援件数	件	752	760	767
発達障害者支援センターによる関係機関 への助言	件	82	82	82
相談支援・発達支援に伴う助言件数	件	49	49	49
相談支援・就労支援に伴う助言件数	件	33	33	33
発達障害者支援センターによる外部機関 や地域住民への研修、啓発		26	27	27
センター主催又は共催で企画した 研修		10	11	11
講師派遣		11	11	11
地域住民向け講演会の開催等		5	5	5

### (主な取組方策)

- ●発達障害の正しい理解と対応方法 の周知
- ●発達障害者支援センターをはじめ とする相談機関等の周知
- ●発達障害者支援センターにおける 支援
  - ・相談支援、啓発、研修の実施
- ・他の支援施設・事業所への後方支援の強化
- ●「4・5 歳児発達相談」等の発達相 談の実施
  - ・関係機関と連携した早期発見、 早期支援のより一層の充実

# 第5期堺市障害福祉計画 第1期堺市障害児福祉計画 (素案)

# <目次>

弟1草 計画末正にめたつ ( 	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	
3 計画の期間	
<b>笠3辛 具本の甘土四今</b>	2
第2章 計画の基本理念	
1 基本理念	1
2 取組の基本方針 	
3 施策の方向性	o
第3章 第5期障害福祉計画	6
1 成果目標	_
2 障害福祉サービス等の見込	0
(1) 訪問系サービス <sub></sub>	0
(3) 日本洋社女共 (3) 医羊人类 短期1部	11
(3) 居住系サービス (4) IREM (1975)	
(4) 相談支援等	1 /
(5) 地域生活支援事業	10
第4章 第1期障害児福祉計画	23
1 出日日博	ີ
2 障害児サービス等の見込(1) 障害児サービス	
(2) 発達陪宇老笙に対する古怪	
3 堺市子ども・子育て支援事業計画の障害児支援	70
第5章 計画の推進と進捗管理 	33
1 計画推進の基本的な考え方	33
2 計画の推進体制	33
3 計画の普及·啓発 	22
4 計画の進捗管理と評価	33
第6章 資料編	36
第6早 資料編 1 障害者数、障害福祉サービス等利用状況	
7 投計,至字組架147K至字XX通	F1
2 快引・泉足組織及び泉足程週 	54

# 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

わが国の障害保健福祉施策においては、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標として、必要な制度の整備が進められてきました。平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約」の批准を経て、わが国では、社会全体でさまざまな分野における障害者の権利実現のための取組が推進されており、障害者及び障害児の日常生活・社会生活を幅広く支援するためのサービス基盤の充実が進められています。

障害者の日常生活・社会生活を支援するためのサービス基盤は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成 18 年施行時は「障害者自立支援法」)に基づき、各地域で基盤の充実への取組が推進されています。

障害児の健やかな育成を支援するためのサービス基盤は、広く児童の健全育成を目的とする「児童福祉法」において障害児サービス等が規定されており、各地域で、子ども・子育て支援施策とも連携しながら、基盤の充実への取組が推進されています。

本市においても、これらの法の理念や制度の成り立ち等をふまえながら、障害者・児が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

しかし一方で、サービスの適切な供給体制や質の確保、障害者の高齢化や重度化等に伴う多様な二ーズへの対応など、サービスの充実に向けてさまざまな課題が存在しており、障害者・児の日常生活・社会生活への支援の一層の充実が求められています。

本計画は、こうした課題や社会背景等をふまえ、「第4次堺市障害者長期計画」とも歩調を合わせながら、障害者・児の地域生活の支援や共生社会づくりに向けた目標も含め、本市におけるサービス基盤の 一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として策定するものです。

### 2 計画の性格

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条に基づく市町村障害福祉計画と「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

障害福祉計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、国の指針及び大阪 府計画をふまえ、取組の成果目標を定めるとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供に 係る見込量、体制確保のための方策等を定める計画です。本計画が第5期計画となります。

障害児福祉計画は、障害児の健やかな育成や発達支援に向け、国の指針及び大阪府計画をふまえ、取組の成果目標を定めるとともに、障害児サービス等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を定める計画です。児童福祉法の改正により平成30年度からの計画策定が義務付けられ、本計画が第1期計画となります。なお、障害児福祉計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、障害児支援の体制整備において緊密な連携を図ることとされていることから、第1期障害児福

祉計画には、「堺市子ども・子育て支援事業計画」に定める子ども・子育て支援事業の種別ごとの利用量の見込と提供体制についても記載しています。

本計画は、本市における市政全体の方向性を定める「堺 21 世紀・未来デザイン」及び「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を上位計画とします。なお、本市における障害者施策全般の方向性を定める「第 4 次堺市障害者長期計画」は、本計画の直接の上位計画にあたり、計画推進における理念や基本的な方針等はこの計画に基づきます。また、「堺あったかぬくもりプラン 3 」など関連計画との整合性にも留意し、これらと調和のとれた計画とします。

## 3 計画の期間

障害福祉計画・障害児福祉計画は、3 年を 1 期とするものとされています。第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の計画期間は、いずれも平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

なお、第4次堺市障害者長期計画は平成27~35年度の9年間を計画期間としており、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の期間はその中期3年間に相当します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第4期障害福祉計画			<b>&gt;</b>						
第5期障害福祉 計画									
第1期障害児福 祉計画									
第6期障害福祉計画									<b>&gt;</b>
第2期障害児福 祉計画									
第4次障害者 長期計画	前期			中期			後期		

# 第2章 計画の基本理念

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、第4期計画までの理念を継承するとともに、第4次障害者長期計画との連携の 観点から、第4次障害者長期計画と同一の基本理念とします。

### 障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと 生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- ○「障害者が住み慣れた地域で、主体的に」暮らすことのできる社会とは、障害者がその生活・人生を尊重され、その人にとって、必要なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。
- ○「共生、協働のもと」で暮らすことのできる社会とは、障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの 個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行きわたり、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で 主体性をもってあたり前に生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる 社会を表しています。
- ○「生き活きと輝いて暮らせる」社会とは、上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、 心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのでき る社会を表しています。

なお、「生き活き」とは、誰もが元気で、活力のある質の高い生活の実現の願いを込め、このような表記にしています。

### 2 取組の基本方針

本計画は、障害福祉サービス等の提供と、その提供体制の確保に向けた取組等を定めることが主な目的となります。その取組を進めていくうえでの基本的な方針は、第4次障害者長期計画と軌を一にしておく必要があることから、本計画における取組の基本方針も、第4次障害者長期計画と同一とします。

### ◆障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもち、社会において幸福な生活を営むために重要な権利です。本市では、誰もが自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを感じながら生活のあらゆる場面でお互いの人格を認め合う人権感覚にあふれたまちの実現をめざしています。

障害者に対する差別は、重大な人権侵害であり、その解消に向け、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、自ら意思表明や意思決定する、障害者の自己決定権の尊重も重要です。施策展開にあたっては、障害者の人権、自己決定権の最大限の尊重に留意しながら取組を進めます。

### ◆ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開

人は、誰もが人間としてかけがえのない存在であり、個性を持った存在です。障害者への支援は、それぞれの個人に寄り添う形で展開されなければなりません。障害者それぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活の状況などに応じて、必要な支援がとぎれなく、障害者の自立と社会参加の支援という展望のもとで、適切に提供されるようにしていくことが必要となります。

このためには、福祉、教育、保健、医療、労働など、質的、量的な拡充をはじめ、支援に関わるさまざまな分野が有機的に連携するとともに、コーディネート等の機能も求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする人へも、「制度の谷間」を埋めるために、支援が行き届くような対応も重要となります。施策展開にあたっては、障害者の個人を尊重し、個々に応じた適切な支援に配慮しながら取組を進めます。

### ◆社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

障害者は、その障害ゆえに、生活にさまざまな困難を抱えていますが、それに加え、社会のさまざまな領域に存在する障壁が、障害者の生活を制限・制約するものとなっています。こうした障壁は、ハード面のみならず、社会慣行や人々の考え方などのソフト面にも存在します。障害者の社会参加や生活の安心において、こうした社会的障壁を取り除いていくこと(アクセシビリティの向上)が必要となります。

社会的障壁は、明らかに障害者差別として認識されるものもありますが、一見してわかりにくいものもあります。障害者に対する必要かつ合理的な配慮がなされないことは障害者差別であり、それは解消されなければなりません。施策展開にあたっては、社会における合理的配慮の促進に留意し、取組を進めます。

### 3 施策の方向性

基本理念、基本方針をふまえ、施策を展開していくうえで、以下の方向性をめざすものとします。

### 【現状と課題】

- ・サービス需要量の増加
- ・障害者の高齢化、重度化 医療的ケアを必要とする障害者等への対応
- ・サービス対象者、ニーズの多様化 高次脳機能障害者、発達障害者、難病患者、 障害児など、多様な利用者への対応
- ・家族の高齢化(家族介護力の低下)
- ・相談支援等の体制の確保
- ・サービス人材の確保と質の向上
- ・地域で障害者を支える基盤の整備・強化
- ・障害に対する理解不足

### 【取組の基本方針】

- ◆障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ◆ライフステージや障害特性等に配慮したと ぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開
- ◆社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の 行きわたる共生社会づくり



### 【施策の方向性】

取組の基本方針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開 サービスを通じた社会的障壁の除去、共生社会づくりをめざした施策を推進

- ◆相談支援の提供基盤の充実・強化
- ◆地域生活への移行、一般就労への移行の促進
- ◆地域生活の安心を支える支援基盤の構築
- ◆ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上
- ◆医療的ケア等への対応力の向上
- ◆サービスを通じた社会参加の促進、交流促進、障害理解の促進
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

# 第3章 第5期障害福祉計画

# 1 成果目標

第5期障害福祉計画では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等における課題に対応するため、めざすべき成果目標を定めることとされています。本計画では、平成32年度を目標年度とした成果目標を定めることになります。

成果目標の基準は国が定めており、この基準をふまえた目標を設定することが基本となりますが、大阪府において、国基準をふまえた府の基準も設定されており、本市では国・大阪府の基準をふまえて成果目標を設定するものとします。目標達成に向け、本計画における取組を進めていきます。

### 【成果目標の設定】

	項目	国の基準	大阪府の基準	堺市の基準数値	堺市の目標値
1	福祉施設の 入所者の地 域生活への	平成 28 年度末時点の施設入 所者数の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行	国基準と同じ	平成 28 年度 施設入所者数 453 人	41 人
	移行	平成 28 年度末時点の施設入 所者数から平成 32 年度末ま でに 2%以上削減	国基準と同じ	平成 28 年度 施設入所者数 453 人	9人
2	精神障害に も対応した 地域包括ケ アシステム の構築	平成 32 年度末までに、すべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	国基準と同じ		平成32年度末
		平成 32 年度末までに、すべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	国基準と同じ	_	までに設置
		平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定(目標値は入院受療率等に基づく算定値から各都道府県で設定)	時点の精神病床 における 1 年以	平成 28 年度精神 科在院患者調査に おける 1 年以上の 長 期 入 院 者 数 1,014 人	898 人 (※年間 29 人 削減)
		入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とする	国基準と同じ	平成 28 年度 3 か月時点退院率 64.7% 1 年時点退院率 95.0%	国基準と同じ

<sup>※</sup>大阪府全体の取組として、平成 29 年度から 3 年間で、1 年以上の長期入院者のうち、寛解・院内寛解 患者(堺市は 86 人)を減らすこととしている。(年平均 29 人の削減)

	項目	国の基準	大阪府の基準	堺市の基準数値	堺市の目標値
3	地域生活支 援拠点等の 整備	地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	国基準と同じ	面的整備により、平成 29 年 4 に整備済	
4	福祉施設から一般就労 への移行等	平成 32 年度中の一般就労へ の移行実績を平成 28 年度実 績の 1.5 倍以上	平成 32 年度中 の一般就労への 移行実績を平成 28 年度実績の 1.3 倍以上	平成 28 年度 104 人	146人
		平成 32 年度末の就労移行支援利用者数を平成 28 年度末の 1.2 倍以上増加	国基準と同じ	平成 28 年度 230 人	276人
		就労移行率3割以上の就労移 行支援事業所が、事業所全体 の5割以上	国基準と同じ	平成 28 年度 40.0%	国基準と同じ
		就労定着支援事業による支援 を開始した時点から1年後の 職場定着率が8割以上	国基準と同じ	-	国基準と同じ
5	工賃の向上		個々の就労継続 支援B型事業所 において設定し た目標額	平成 28 年度 10,306 円	12,546円 (※)

<sup>※</sup>堺市内の個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額の平均値

<参考:第4期計画における目標と推移>

	丁벨にのりる日信と推修/	大阪府の	堺市の	実績値	
項目	国の基準	基準	目標値	平成 27	平成 28
施設入所者の地域生活への	平成 25 年度末時点の施設 入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活 に移行	国基準と同じ	累計 61 人	累計 22 人	累計 29 人
移行	平成 25 年度末時点の施設 入所者から平成 29 年度末 までに 4%以上削減	国基準と同じ	累計 23 人	累計 13 人	累計 16 人
	平成 29 年度における入院 後 3 か月時点の退院率が 64%以上	国基準と同じ	国基準と同じ	65.1%	64.7%
入院中の精神 障害者の地域 生活への移行	平成 29 年度における入院 後 1 年時点の退院率が 91%以上	国基準と同じ	国基準と同じ	93.8%	95.0%
	平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6月末時点から 18%以上削減	国基準と同じ	累計 273 人	累計 134 人	累計 159 人
	平成 29 年度の一般就労へ の移行実績を平成 24 年度 実績の 2 倍以上	大阪府全体で 1,500 人	169人	116人	104人
福祉施設から 一般就労への 移行	平成 29 年度末の就労移行 支援利用者数を平成 25 年 度末の 6 割以上増加	国基準と同じ	312人	212人	233人
	平成 29 年度末において、 就労移行支援事業所の就 労移行率3割以上の事業所 が全体の5割以上	国基準と同じ	国基準と同じ	35.3%	40.0%
工賃の向上	_	平成 25 年度 実績の 34.2% 増	13,349円	10,275円	10,306円

			実績値
障害者の地域	国の 基準	地域生活支援拠点等について、平 成 29 年度末までに市町村または 圏域ごとに少なくとも1拠点整備	平成 29 年 4 月から「緊急時対応事業」 を開始し、他の 4 つの機能と合わせて面 的整備を実施。
生活の支援	堺市の 目標	平成 29 年度末までに、そのあり方 を検討し、地域生活支援拠点等を 整備する。	

# 2 障害福祉サービス等の見込

### (1) 訪問系サービス

### 【事業内容】

居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生 じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、 行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居 宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などの複数の サービスを包括的に提供します。

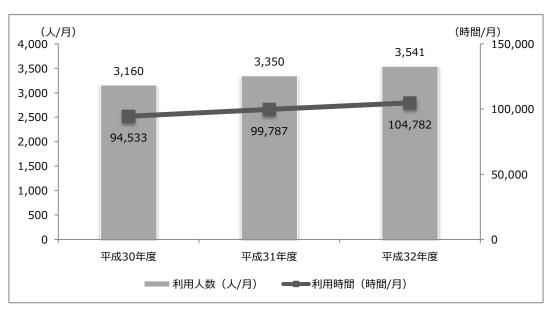
第4期計画の見込量は、実績値の推移に、第3期計画で見込んだが実績に表れなかった潜在利用量なども加えて設定しました。第5期計画の見込量についても、従来と同様に実績値の推移をふまえた見込を中心とすることに加え、平成28年度に実施した「堺市障害者等実態調査」の結果を活用した潜在的なニーズを把握し、その上乗せも含めて見込量を設定しています。

訪問系サービスについては、各サービスの利用実績の伸び方をふまえるとともに、実態調査のデータから、「サービスを利用したいが利用できていない」と回答している人の割合を集計し、それを潜在的な利用率と見なして次期計画期間で実現する想定として上乗せし、見込量を設定しています。

#### 【訪問系サービスの見込量】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>□</b> □□ <b>○ :</b> #	利用人数(人/月)	2,577	2,743	2,909
居宅介護	利用時間(時間/月)	48,676	51,637	54,598
手座計明心描	利用人数(人/月)	236	249	260
重度訪問介護	利用時間(時間/月)	36,018	37,984	39,653
同行援護	利用人数(人/月)	310	320	331
	利用時間(時間/月)	8,779	9,062	9,352
∕二手b+平≡荘	利用人数(人/月)	37	38	41
行動援護 	利用時間(時間/月)	1,060	1,104	1,179
合 計	利用人数(人/月)	3,160	3,350	3,541
	利用時間(時間/月)	94,533	99,787	104,782

### <訪問系サービス(合計)の利用人数・利用時間見込>



### 【今後の方策】

- ○事業所が、人材の確保や継続的に安定した運営が図れるように、国に対して、適正な報酬単価となるよう働きかけます。
- ○障害特性に応じた対応力の向上などサービスの質の向上に向け、事業所職員のスキルアップ研修を実施するなど、積極的に職員の人材育成や事業所支援に取り組みます。
- ○行動援護について、平成30年度より、従事者の資格要件として養成研修修了が必須となることから、 大阪府とも連携し、事業所への周知や研修受講の勧奨などを行います。
- ○必要な人にサービスが行きわたるように、サービスについての周知啓発に努めるとともに、相談支援 事業所等とも連携し、サービス利用を促進します。
- ○重度訪問介護について、平成30年度より、医療機関への入院時も一定の利用が可能になることから、 関係機関への周知や適切なサービス利用の促進を図ります。

# (2) 日中活動系サービス、療養介護、短期入所

### 【事業内容】

	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うととも
	に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
生活介護	常時介護が必要な障害支援区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)の方が
	対象となります。なお、入所の場合は基本的に区分4以上(50歳以上の場合は区
	分3以上)が対象となります。
	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生
	活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	機能訓練については、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が
自立訓練	必要な身体障害者、難病の方などが対象となります。
(機能訓練)	生活訓練については、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が
(生活訓練)	必要な知的障害者及び精神障害者が対象となります。
	なお、生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用し
	│ │ ている方などに、一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維│
	   持・向上のための訓練を行う宿泊型自立訓練のサービスもあります。
	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の
	向上のために必要な訓練を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人
就労移行支援	の適性に見合った職場への就労と定着をめざすサービスです。一般就労等を希望
	する 65 歳未満の障害者が対象となります。
	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力
	の向上のために必要な訓練を行います。
	A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な 65 歳未満の方が
就労継続支援	対象となります。
(A型・B型)	^ファペニ゚ス゚プ゚ッ゚。   B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般
(八主 D主)	就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産
	がわり 雑じい と
	の移行をめざします。
	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変
	化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や関係機関等との連絡調整や
就労定着支援	指導・助言等を通じて、課題解決に向けた必要な支援を行います。(平成 30 年度
	指導・助言等を通じて、床皮肝灰に向けた必要な又接を11でより。(十成 30 年度   より開始の新サービス)
	あり開始の新りーこ人)     医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、
療養介護	介護及び日常生活の世話を行います。長期入院による医療的ケアが必要で、一定     の悪性を満たしたさがせないとます。
	の要件を満たした方が対象となります。
	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設において、入
短期入所	浴、排せつ、食事の介護等を行います。 
	介護を行う人が介護できない場合に、短期間の入所が必要な方(障害支援区分)
	1 以上、該当する障害児も含む)が対象となります。介護者のレスパイトサービ
	スとしての役割も担います。

生活介護、自立訓練、就労継続支援(B型)、短期入所については、各サービスの利用者数の実績に、 実態調査のデータから、「サービスを利用したいが利用できていない」と回答している人の割合から算定 した潜在的な利用者数を上乗せし、見込量を設定しています。

就労移行支援については、成果目標で、就労移行支援の平成 32 年度末の利用者数を 276 人としていることから、これを見込量として設定しています。

就労定着支援については、成果目標で、平成32年度中の一般就労への移行実績を146人としており、 この目標をふまえ、移行者が就労定着支援のサービスを利用するものとして見込量を設定しています。

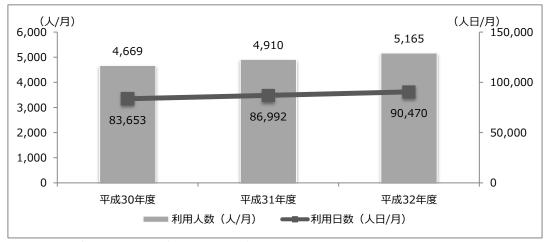
就労継続支援(A型)については、サービスの利用実績が大きく伸びていますが、サービスの質の確保等が課題となっていることから、質の確保の観点と現状の事業所の動向等もふまえ、平成 32 年度の利用者数をおおむね 350 人として見込量を設定しています。

療養介護については、現状の利用人数がこのまま継続するものとして見込量を設定しています。

【日中活動系サービス、療養介護、短期入所の見込量】

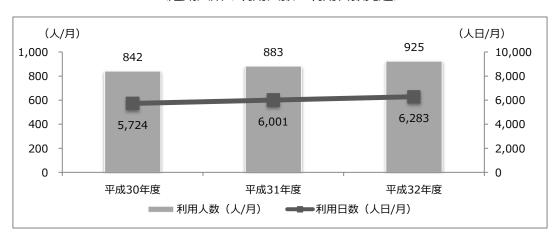
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
4	利用人数(人/月)	1,943	2,018	2,095
生活介護	利用日数(人日/月)	37,312	38,703	40,136
	利用人数(人/月)	29	31	33
自立訓練(機能訓練)	利用日数(人日/月)	326	348	371
点 大訓(本 / 供)红訓(本)	利用人数(人/月)	158	173	190
自立訓練(生活訓練)	利用日数(人日/月)	2,320	2,538	2,788
÷+++14	利用人数(人/月)	254	265	276
就労移行支援	利用日数(人日/月)	4,294	4,480	4,666
就労継続支援(A型)	利用人数(人/月)	320	335	350
	利用日数(人日/月)	6,174	6,468	6,763
\$	利用人数(人/月)	1,924	1,998	2,075
就労継続支援(B型) 	利用日数(人日/月)	33,227	34,455	35,746
就労定着支援	利用人数(人/月)	41	90	146
療養介護	利用人数(人/月)	131	131	131
	利用人数(人/月)	842	883	925
短期入所	利用日数(人日/月)	5,724	6,001	6,283

### <日中活動系サービス(合計)の利用人数・利用日数見込>



※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の合計

### <短期入所の利用人数・利用日数見込>



### 【今後の方策】

#### 【生活介護】

- ○重度の利用者に対応ができる体制が確保できるよう報酬について国に要望していきます。また、サービス提供時間などに関し、利用者ニーズに応じた柔軟な運営ができるよう、延長支援の報酬上の評価等について国に要望していきます。
- ○医療的ケアを必要とする障害者の受け入れができるよう、看護師等の配置に対して補助を行う「生活 介護事業所機能強化事業」の活用を行っていきます。

#### 【自立訓練】

○健康福祉プラザ内の生活リハビリテーションセンターをはじめ、効果的な自立訓練事業を推進し、地域での自立生活に必要な社会生活力の維持・向上に努めます。各関係機関や地域の資源と連携を取りながら支援を進めていきます。

### 【就労移行支援】

○就労移行支援事業所が効果的な支援ができるよう、雇用、福祉、教育等の関係機関、障害者就業・生活支援センターとの有機的な連携を行いながら、利用者の増加と一般就労への移行者数の増加を図ります。

#### 【就労継続支援】

- ○健康福祉プラザ内の授産活動支援センターにおいて、就労継続支援事業所等への工賃の向上に向けての支援、企業や商工団体等とのネットワーク構築を図り、授産製品や役務の受発注のとりまとめなど 授産活動への総合的な取組に努めます。
- ○就労継続支援A型事業所の増加をふまえ、就労支援におけるサービス内容の適正化や支援の質の向上 等に向けた取組を進めます。

### 【就労定着支援】

○平成 30 年度から新たに始まる「就労定着支援」のサービスがスムーズに提供されるよう支援を進めていきます。

### 【短期入所】

- ○医療的ケア等の必要な利用者の受入れに必要な体制の確保ができるよう国に要望するとともに、事業 所への助成を行っていきます。
- ○短期入所の緊急利用の体制充実に向け、事業所における緊急受け入れ枠の確保などの取組を引き続き 行います。
- ○短期入所の長期利用を解消するために、地域生活移行を含めた支援を引き続き行います。

### (3)居住系サービス

### 【事業内容】

共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事
	の介護、その他の日常生活上の援助を行います。地域生活を営むうえで、日常
(グルーンボーム)	生活上の援助が必要な障害者が対象となります。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活
	等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。主に障害
	支援区分4以上(50歳以上の方は区分3以上)の人が対象となります。生活
	介護などの日中活動とあわせて、障害者の日常生活を一体的に支援するサービ
	スです。

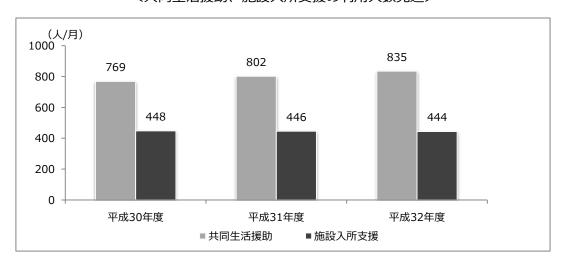
共同生活援助(グループホーム)については、平成28年度の利用実績を出発点とし、そこに入所施設からの地域移行者、在宅の障害者で、将来のサービス利用のニーズがあり、比較的早期に利用が望まれる人など、新規利用者となる人数を積み上げる形で設定しています。なお、精神科病院からの退院者については、在宅生活への移行が多いという現状から、一般住宅での自立生活援助等のサービス利用を進めるとともに、共同生活援助(グループホーム)の利用希望者に対応するものとします。

施設入所支援については、成果目標をふまえ、453 人から 9 人を削減した 444 人を平成 32 年度の見込とし、順次利用者数を減らしていくものとして見込量を設定しています。

### 【居住系サービスの見込量】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用人数(人/月)	769	802	835
施設入所支援	利用人数(人/月)	448	446	444

### <共同生活援助、施設入所支援の利用人数見込>



### 【今後の方策】

- ○共同生活援助(グループホーム)の報酬単価の見直しや運営体制の強化について国への働きかけを行います。
- ○共同生活援助(グループホーム)については、引き続き、基盤の拡充を推進するとともに、重度障害者も利用できるよう機能強化の充実を進めます。
- ○地域移行を進めるため、関係機関、相談支援事業所等とも連携し、施設退所者、精神科病院退院者の 移行先候補の1つとしてグループホームの活用を図ります。

### (4)相談支援等

### 【事業内容】

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス 支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成され た「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを実施し、必要 に応じて見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、 住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害 福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活 に円滑に移行できるように支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一 人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続で きるように相談や緊急時の訪問などの支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行うサービスです。(平成 30 年度より開始の新サービス)

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者すべてが利用するという原則を意識しつつ、見込量を設定しています。今後の基盤整備の状況もふまえながら、障害福祉サービス支給決定者のうち、計画作成した人の割合を高めていくものとし、第5期計画では、平成32年度に障害福祉サービス支給決定者のおおむね75%が計画作成している状況をめざすものとして見込量を設定しています。

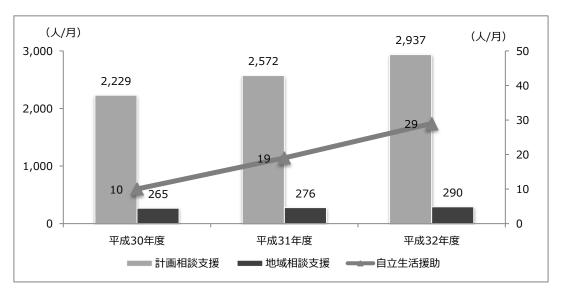
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、現状の利用者に加え、入所施設や精神科病院等からの地域移行の成果目標をふまえ、見込量を設定しています。

自立生活援助については、主に精神科病院からの地域移行者数の成果目標をふまえ、見込量を設定しています。

### 【相談支援等の見込量】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用人数(人/月)	2,229	2,572	2,937
(サービス利用支援)	利用人数(人/月)	318	367	420
(継続サービス利用支援)	利用人数(人/月)	1,911	2,205	2,517
地域相談支援	利用人数(人/月)	265	276	290
(地域移行支援)	利用人数(人/月)	13	16	20
(地域定着支援)	利用人数(人/月)	252	260	270
自立生活援助	利用人数(人/月)	10	19	29

### <相談支援等の利用人数見込>



### 【今後の方策】

- ○相談支援の報酬単価の見直しや運営体制の強化について国への働きかけを行います。
- ○計画相談支援については、サービスを提供する事業所の拡大を進めるとともに、計画作成やモニタリング等におけるサービスの質の向上を図っていきます。
- ○相談支援専門員初任者養成研修において、府と連携しながら毎年一定数の研修修了者を出すことで、 相談支援専門員の増加を図ります。
- ○事業所向け研修会等を開催することで、事業所の育成と支援を強化していきます。
- ○相談支援の関係機関によるネットワークを強化し、情報共有や事業所間連携を進めつつ、サービス基盤の充実を図ります。
- ○平成 30 年度から新たに始まる「自立生活援助」のサービスがスムーズに提供されるよう支援を進めていきます。

### (5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施するもので、必須事業(法律上実施しなければならない事業)と任意事業(市町村の判断により実施できる事業)があります。

### 【事業内容】

(必須事業)

	地域住民に対して、障害者への理解を深めるための研修会やイベントの
在所促進所修 台元子来	開催、啓発活動などを行います。
相談支援事業	開催、日元川到水とと同いるが。
障害者相談支援事業	障害当事者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、 サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のた めの関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを 行います。
基幹相談支援センタ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1300398     基幹相談支援センターにおいて、専門的職員(社会福祉士、保健師、精
一等機能強化事業	一
住宅入居等支援事業	公営住宅や民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な支援を行います。
障害児等療育支援事 業	障害児及び療育が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を行います。
発達障害者支援セン ター運営事業	発達障害児(者)への支援を総合的に行う専門的機関において、発達障害児者とその家族に対して相談、指導・助言等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事 業	判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者 に対して、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成し、
	成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人に対して、手話通訳者や要約 筆記者の派遣、手話通訳者の配置により、意思疎通支援を行います。
重度障害者入院時コ ミュニケーション事 業	重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段利用しているホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。
手話講習会・手話レベルア ップ講座、手話通訳者養成 講座、要約筆記者養成講座	コミュニケーションを図ることが困難な障害者の自立と社会参加を促進するため、養成講座等を通じ手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者の 育成を図ります。
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障害がある方)の自立と社会参加を促進するため、養成研修を実施し、通訳・介助員の育成を図ります。
盲ろう者通訳・介助員派遣 事業	18 歳以上の盲ろう者で身体障害者手帳の1級または2級の交付を受けた方に対して、自立と社会参加を促進するため、日常生活で通訳・介助が必要な時に通訳・介助員を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付等を行います。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障害者に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	気軽に利用できる自由な交流の場としての居場所を提供し、創作的活動 や生産活動の機会の提供、生活の相談、社会との交流の促進等の支援を行 います。

### (任意事業)

(仕息事業)	
日中一時支援事業	障害児者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図
	ります。
福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難
	な障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
訪問入浴事業	施設入浴が困難な身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の
	介護を行います。
視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者を対象に、通所または訪問により、歩行・点字・機器操作訓
	練・日常生活訓練等を行います。
社会参加支援事業	障害者の社会参加を促進するためスポーツ・文化活動やコミュニケーショ
	ン支援者の養成等を行います。(実施事業:点訳音訳奉仕員養成・自動車運
	転免許取得費助成・自動車改造費助成・障害者スポーツ大会・障害者スポ
	ーツ・レクリエーション大会等)
巡回支援専門員整備事業	年度内に5歳になる幼児(年中児)を対象に、医師・心理士・発達支援コ
	ーディネーター等のスタッフが、各保健センターやキッズサポートセンタ
	ーさかいを巡回し相談を受けます。問診・診察・行動観察を行い、必要に
	応じ医療機関等を紹介します。
障害者虐待防止対策支援	障害者への虐待を未然に防止し、又、早期に発見し適切な支援を行うこと
事業	で、障害者の安全や権利を保障できるように、24 時間対応できる相談窓口
	を設置し、行政、福祉、医療、司法等に関係する者や団体と連携すること
	で、支援体制の充実を図るとともに、地域での理解や協力を進めるために
	地域住民等への啓発を行います。

各事業の見込量については、現状の利用実績の伸び方をふまえて見込量を設定しています。なお、箇 所数などの見込については、基盤整備の状況をふまえて見込量を設定しています。

### 【地域生活支援事業の見込量】

「地域工石文版事業の元匹重」		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必須事業		1 13% 30 十段	73% 51 十段	1 13% 32 12
理解促進研修・啓発事業 有無		有	有	有
相談支援事業	Ηm	В	ר	Р
障害者相談支援事業	箇所	8	8	8
基幹相談支援センター	有無			
		有 有	有 有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	1	1月	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有無	有	有	有
障害児等療育支援事業	箇所	8	9	9
   発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人/年	1,710	1,726	1,742
成年後見制度利用支援事業※1	人/年	15	16	16
意思疎通支援事業				
	人/年	213	213	213
手話通訳者派遣事業*2	件/年	3,384	3,519	3,659
<b>エルトケニュナット・中市米※</b> 2	人/年	18	18	18
要約筆記者派遣事業**2	件/年	144	162	180
手話通訳者設置事業	人/年	8	8	8
重度障害者入院時コミュニケーション 事業	件/年	1,366	1,379	1,391
<del>ヺ゙゙゙゙゙゙</del>   手話講習会・手話レベルアップ講座、手話通	10000000000000000000000000000000000000			
講座、要約筆記者養成講座	20八日良/戏			
手話講習会・手話レベルアップ講座	人/年	150	150	150
手話通訳者養成講座*3	人/年	20	20	20
要約筆記者養成講座*3	人/年	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 <sup>※4</sup>	人/年	30	30	30
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	人/年	17	17	17
日常生活用具給付等事業	T			
介護・訓練支援用具	件/年	75	75	76
自立生活支援用具	件/年	260	262	265
在宅療養等支援用具	件/年	149	151	152
情報・意思疎通支援用具	件/年	190	192	194
排泄管理支援用具	件/年	21,625	21,834	22,030
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	26	26	26
移動支援事業	人/年	2,958	3,041	3,124
	時間/年	576,338	591,172	606,038
地域活動支援センター	箇所	17	17	17
	人/年	739	746	750
任意事業				
日中一時支援事業	人日/年	8,123	8,256	8,385
福祉ホーム	人/年	5	5	5
訪問入浴事業	人/年	41	41	42
視覚障害者生活訓練事業	人/年	115	115	115
巡回支援専門員整備事業	人/年	173	176	179
障害者虐待防止対策支援事業	有無	有	有	有

<sup>※1</sup> 市長申し立ての利用者数 ※2 上段:実利用者数 下段:実派遣件数 ※3 修了見込者数 ※4 大阪府との共同実施事業であり、見込値は府全体の数(堺市の見込値は内数となる)

### 【今後の方策】

- ○相談支援事業については、各区の基幹相談支援センター、健康福祉プラザの総合相談情報センターを 中核として取組を進め、計画相談支援との適切な役割分担のもと、相談支援の質の向上を図ります。
- ○障害児等療育支援事業については、身近な地域の障害児支援の中核として機能の充実を図ります。
- ○発達障害者支援センターについては、発達障害に特化した高度な専門機関として、関係機関の後方支援及び相談支援・発達支援・就労支援・研修啓発事業を引き続き行います。
- ○成年後見制度利用支援事業については、障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度を必要とする人が制度利用に繋がるよう、引き続き市民や支援者を対象とした研修の実施など利用促進に向けた取組を行います。
- ○意思疎通支援事業については、手話講習会や手話レベルアップ講座の開催により、手話の普及を図る とともに、登録手話通訳者、要約筆記者のさらなる養成、スキルアップを図ります。
- ○日常生活用具等給付事業については、ニーズをふまえながら必要な用具等が給付できるように制度の 運営を進めます。
- ○移動支援事業は、地域での自立生活及び社会参加の促進に必要な事業であり、安定したサービスが供給できるよう、人材の確保やサービスの質の向上などを図るとともに、個別給付化を国に要望していきます。
- ○地域活動支援センターについては、障害者個人のニーズにあわせて自らがプログラムを自由に選択し、 利用できることを基本としながら、居場所づくり、生きがいづくり、余暇活動の支援など、障害者の 生活を多面的に支援する日中活動の場としての機能充実を進めます。
- ○任意事業については、利用者のニーズを把握しつつ、より使いやすい制度となるよう取組を進めます。 日中一時支援事業については、生活介護など日中活動系サービスのサービス提供時間や延長支援の動 向等もふまえながら、適切なサービス基盤の充実を進めます。

# 第4章 第1期障害児福祉計画

# 1 成果目標

第1期障害児福祉計画では、障害児支援等における課題への対応に向け、めざすべき成果目標を定めることとされています。本計画では、平成32年度を目標年度とした成果目標を定めることになります。成果目標の基準は国が定めており、この基準をふまえた目標を設定することが基本となりますが、大阪府において、国基準をふまえた府の基準も設定されており、本市では国・大阪府の基準をふまえて成果目標を設定するものとします。目標達成に向け、本計画における取組を進めていきます。

### 【成果目標の設定】

	項目	国の基準	大阪府の基準	堺市の基準数値	堺市の目標値
1	障害児支援の提 供体制の整備等	平成 32 年度末までに、児童 発達支援センターを各市町 村に 1 箇所以上設置	国基準と同じ	平成 28 年度 5 箇所	昭和 49 年 4 月に整備済
		平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	国基準と同じ	平成 28 年度 5 箇所	7 箇所
		平成 32 年度末までに、主に 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所 を各市町村に 1 箇所以上確 保	国基準と同じ	平成 28 年度 5 箇所	9 箇所
		平成30年度末までに、各都 道府県、各圏域及び各市町 村において、医療的ケア児 支援のための、保健、医療、 障害福祉、保育、教育等の 関係機関等が連携を図るた めの協議の場を設置	国基準と同じ	_	平成 30 年度 末までに設置

# 2 障害児サービス等の見込

### (1) 障害児サービス

### 【事業内容】

児童発達支援・医	日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適
療型児童発達支	応のための訓練など通所支援を行います。「福祉型」と、治療も行う「医療型」が
援	あります。
居宅訪問型児童	重症心身障害児などの重度の障害児等で、通所支援を受けるために外出するこ
発達支援	とが難しい障害児を対象に、居宅を訪問して児童発達支援のサービスを提供しま
	す。(平成 30 年度より開始の新サービス)
放課後等デイサ	学校就学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向
ービス	上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立促進、放課後等
	の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所職員等に対し、障害
援	児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援
	利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支
	援を行います。

本市ではこれまで、障害児サービスの見込を障害福祉計画に記載してきました。第4期障害福祉計画における障害児サービスの見込量は、実績値の推移をふまえ、利用量の増加を想定して設定しました。第1期障害児福祉計画の見込量については、従来の実績値の推移をふまえた見込に加え、平成28年度に実施した「堺市障害者等実態調査」の結果を活用した潜在的なニーズを把握し、その上乗せも含めて見込量を設定しています。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、各サービスの利用実績の伸び方をふまえるとともに、実態調査のデータから、「サービスを利用したいが利用できていない」と回答している人の割合から算定した潜在的な利用者数を上乗せし、見込量を設定しています。

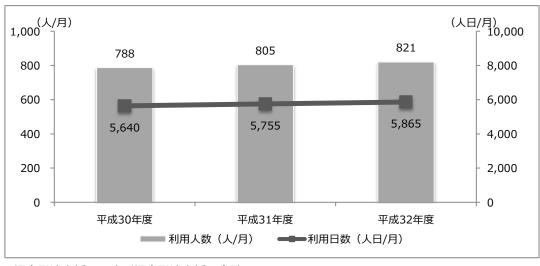
居宅訪問型児童発達支援については、サービスの対象となる在宅の重症心身障害児で、障害児サービスの利用がなく、保育所、幼稚園等の在籍のない児童数から、これらの児童がサービスを利用するものとして見込量を設定しています。

障害児相談支援については、障害児サービスの利用者すべてが利用するという原則を意識しつつ、 見込量を設定しています。今後の基盤整備の状況もふまえながら、障害児サービス支給決定者のうち、 計画作成した人の割合を高めていくものとし、第1期計画では、平成32年度に障害児サービス支給決 定者のおおむね75%が計画作成している状況をめざすものとして見込量を設定しています。

【障害児サービスの見込量】

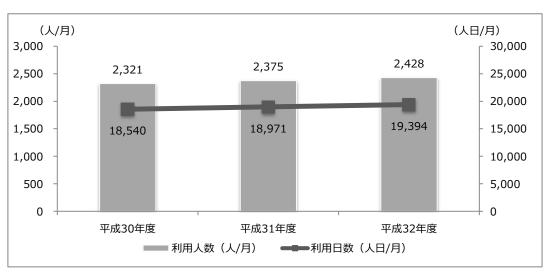
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
旧辛交连士坪	利用人数(人/月)	721	740	758
児童発達支援 	利用日数(人日/月)	5,053	5,186	5,313
医索利用辛孜法士姆	利用人数(人/月)	67	65	63
医療型児童発達支援	利用日数(人日/月)	587	569	552
居宅訪問型児童発達支援	利用回数(回/月)	26	53	79
放課後等デイサービス	利用人数(人/月)	2,321	2,375	2,428
以味を守てイリーに入	利用日数(人日/月)	18,540	18,971	19,394
保育所等訪問支援	利用回数(回/月)	39	44	48
障害児相談支援	利用人数(人/月)	394	439	485
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置する		

### <児童発達支援の利用人数・利用日数見込>

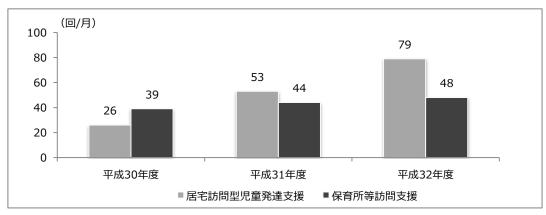


※児童発達支援、医療型児童発達支援の合計

<放課後等デイサービスの利用人数・利用日数見込>



### <居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用回数見込>



<障害児相談支援の利用人数見込>



#### 【今後の方策】

- ○「あい・さかい・サポーター養成研修」(※) などの研修や育成指導等を通じて、事業所の支援の質の向上を図っていきます。
- ○児童発達支援センターの専門的な知識・技術を活かし、市の中核的な支援機関として、地域支援機能を拡充します。また、児童発達支援事業所や障害児相談支援事業所の交流会を開催し、情報共有や事業所間連携により機関支援を進めます。
- ○計画相談支援における方策と同様の取組等を進めることにより、障害児相談支援の基盤整備を図ります。
- ○障害児支援に係る関係機関の連携を強化していきます。
- ○「あい・ふぁいる」(※)の活用などを通じて、個々の障害児の状況に応じた適切なサービス提供、関係機関が連携したとぎれのない支援を進めます。
- ○平成 30 年度から新たに始まる「居宅訪問型児童発達支援」のサービスがスムーズに提供されるよう支援を進めていきます。
- ※「あい・さかい・サポーター養成研修」: 地域の学校・認定こども園・保育所・幼稚園・障害児支援事業所等、子どもの 発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援を行う ことができるよう専門研修を実施。 2 か年度の研修修了生を、各機関及び地域において支援の中核となる「あい・さか い・サポートリーダー」として認定している。
- ※「あい・ふぁいる」: 支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの育ちを大切にし、関係機関が情報を共有することで、 乳幼児期から学齢期、青年期、そして成人期までのライフステージを通し、一貫した継続的な支援を受けられるように 作成されたバインダー形式の個別支援ファイル。

# (2)発達障害者等に対する支援

### 【事業内容】

発達	障害者支援地域協議会の	「堺市障害施策推進協議会発達障害者支援専門部会」を発達障害者		
開催(堺市発達障害者支援専門		支援地域協議会に位置づけています。発達障害者支援センター及び他		
部会)		の支援施策の現状把握や課題検討、乳幼児期から成人期までの一貫し		
		た支援体制の整備について調査・研究を行い、その結果を堺市障害者		
		施策推進協議会に報告します。		
発達	障害者支援センターにお	発達障害者に対する支援の地域拠点として、発達障害者及びその家		
ける	支援	族からの相談に応じ、指導又は助言を行います。また、関係機関との		
		連携強化等により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体		
		制の整備を推進し、発達障害者及びその家族の福祉の向上を図りま		
		す。		
	相談支援	発達障害者及びその家族からの相談に応じ適切な指導または助言		
		を行うとともに情報提供を行います。関係機関等との連絡調整やケー		
		ス会議の開催など発達障害者への継続的なケースマネジメントを行		
		います。		
		発達支援では、適切な指導または助言を行うとともに情報提供を行		
		います。来所・電話による面談を中心とし必要に応じ嘱託医による相		
		淡も行います。		
		就労支援では、適切な指導または助言を行うとともに必要に応じ就		
		労に関する関係機関への同行面談等を行います。ハローワーク、障害		
		者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス		
		事業所等との情報共有や情報交換により連携した支援を行います。		
	関係機関への助言	相談支援に伴う関係機関との情報共有等(調整会議)を開催し、就		
		労移行支援事業所・就労継続事業所・医療機関など関係機関職員への		
		助言(機関コンサルテーション)を行います。		
	外部機関や地域住民への	発達障害者の障害特性及び対応等について、支援者への研修等を行		
	研修、啓発	います。また、当事者と協働で啓発活動を行い、利用者自身の自己理		
		解、支援者側の当事者理解と対応力向上を図ります。		
		発達障害啓発週間におけるパネル展や市民向けセミナーの開催、専		
		門機関への講師派遣等の取組を行います。		

各事業の見込量については、現状の利用実績の伸び方をふまえて設定しています。

### 【発達障害者等に対する支援の見込量】

			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障害者支援地域協議会の開催(堺市発 達障害者支援専門部会)		1	1	1	
発	達障害者支援センターによる相談支援	件	2,495	2,513	2,532
	相談支援・発達支援件数	件	1,743	1,753	1,765
	相談支援・就労支援件数	件	752	760	767
	発達障害者支援センターによる関係機関へ の助言		82	82	82
	相談支援・発達支援に伴う助言件数	件	49	49	49
	相談支援・就労支援に伴う助言件数	件	33	33	33
	達障害者支援センターによる外部機関や 域住民への研修、啓発	回	26	27	27
	センター主催又は共催で企画した研修		10	11	11
	講師派遣		11	11	11
	地域住民向け講演会の開催等		5	5	5

### 【今後の方策】

- ○発達障害の正しい理解と対応方法、発達障害者支援センターをはじめとする相談機関等の周知をより 一層進めます。
- 〇発達障害者支援センターについては、引き続き相談支援・啓発・研修を行うとともに、他の支援施設・ 事業所への後方支援を強化していきます。
- ○「4・5 歳児発達相談」などの発達相談を引き続き行うとともに、関係機関と連携し、早期発見・早期 支援のより一層の充実を図ります。
- ○「あい・ふぁいる」の活用を推進し、関係機関が連携したとぎれのない支援体制を構築していきます。
- ○「あい・さかい・サポーター養成研修」などを通じて、各機関における支援力の向上と地域における 連携強化を図ります。

# 3 堺市子ども・子育て支援事業計画の障害児支援

### 【事業内容】

障害児保育の充実	障害のある子どもと、ない子どもがともに育ちあうことにより、児
	童の健全な発達に資するもので、集団保育が可能な範囲において、保
	護者の就労などにかかわらず、障害のある子どもを認定こども園・保
	育所などで受け入れます。
放課後児童対策事業における	個々の児童の障害の状況を把握するとともに、施設面や設備面、ま
障害のある児童の受け入れの	た指導員の現状をふまえ、総合的な判断により可能な限り受け入れ、
推進	必要に応じて指導員を加配します。
ユニバーサルデザインスクー	発達障害児等に対する個に応じた指導の一層の充実を図るため、教
ル事業・発達障害児等専門家派	員及び保護者等に対し、発達障害に関する専門的な知識・技能をもつ
遣	専門家による指導助言を行います。
障害児等療育支援事業の充実	障害児その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活
	を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制
	を充実するとともに、他の療育機関等との重層的な連携により、障害
	児及びその家族の福祉の向上を図ります。
児童発達支援センターにおけ	児童発達支援センターを設置し、将来、地域社会の中でいきいきと
る療育の充実	した暮らしを送ることができるように援助します。
障害者(児)自立生活訓練事業	地域で自立生活を望む障害者(児)に対し、集団生活に関する指導を
の推進	行うことや適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、自立に
	必要な力と自立意欲を高め、地域での自立生活を促進します。
子ども相談所事業(障害児支援	児童福祉司や児童心理司などが、子どもを取り巻く状況や子どもの
関係)	心理状況などを総合的に判断して、子ども・保護者・関係者等に対し
	助言や指導を行うほか、子どもの障害特性の把握に努め、家庭や学校
	等における環境調整の働きかけを行うなど問題の改善に取り組みま
	す。また、療育手帳の判定等も行っています。
発達障害児(者)支援事業	「4・5 歳児発達相談」やペアレントトレーニングを実施し、発達
	障害の早期発見・早期対応、二次的な適応障害の予防や子育て支援を
	行います。
発達障害者支援センター運営	発達障害児(者)に対する支援の地域拠点として、発達障害児(者)
事業	及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行うとともに、関係
	機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における
	総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)及びその家族の
	福祉の向上を図ります。

私立幼稚園発達障害児等巡回	私立幼稚園に在園する発達に課題のある園児等に対する個に応じ
相談事業	た指導を支援するため、専門家による巡回相談を行い、園児への指導
	方法や配慮すべき内容等を教職員に直接指導する機会を持つことに
	より、障害のある幼児の私立幼稚園での受け入れの促進を図ります。
障害者基幹相談支援センター	障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその
事業	人らしい生活をおくれるよう、関係機関と連携しながら支援する機関
	です。なお、区域を担当する区障害者基幹相談支援センターと、市全
	域(広域)を担当する総合相談情報センターがあります。
「あい・ふぁいる」活用推進事	支援をつなぎ広げるためのコミュニケーションツールとして作成
業	した個別支援ファイル『あい・ふぁいる』の活用を推進するため、活
	用セミナーを開催します。
市立児童発達支援センター整	就学前児童の安全・安心な療育環境をめざすとともに、施設機能を
備事業	より充実するため、隣接の子ども相談所跡地を含めて活用し、「えの
	きはいむ」及び「第2もず園」を一体的に建替え整備します。

### 【目標事業量等】

堺市子ども・子育て支援事業計画では、平成 31 年度の目標事業量等が設定されています。各事業の目標事業量等を以下に示します。

(延べ数)

		(延八釵)
	計画策定時(平成 25 年度末)	平成 31 年度 目標事業量等
障害児保育の充実	実施保育所の割合 100%	実施認定こども園・保育所等の割 合 100%
放課後児童対策事業における障害 のある児童の受け入れの推進	可能な限り受け入れ	可能な限り受け入れ
ユニバーサルデザインスクール事	訪問指導回数:30回	ニーズをふまえ、充実に向け方向
業・発達障害児等専門家派遣	実施済校:82 校	性を検討します。
障害児等療育支援事業の充実	実施団体:5 団体	実施団体:9団体
児童発達支援センターにおける療	医療型児童発達支援センター定員	施設の果たす役割をふまえた柔軟
育の充実	数:70人、福祉型児童発達支援セ	な療育支援の提供に取り組みま
	ンター定員数:150 人。並行通園の実施	<b>ब</b> ं.
障害者(児)自立生活訓練事業の 推進	障害者(児)対象事業所:3箇所	障害者(児)対象事業所:5箇所
子ども相談所事業(障害児支援関	肢体不自由相談:5件	継続し、相談体制の充実に努めま
係)	視聴覚障害相談:1 件	す。
	言語発達障害等相談:67 件	
	重症心身障害児相談:6件	
	知的障害相談:1,686件	
	自閉症相談:10 件	
発達障害児(者)支援事業	4・5 歳児発達相談:年 47 回	継続し、地域の関係機関等との連
		携を進め、早期支援の充実に努め
		ます。
発達障害者支援センター運営事業	相談・支援件数:2,110件	継続して実施
	実支援人数 <sup>※</sup> :519人	
	(うち、18歳以下 142人)	
私立幼稚園発達障害児等巡回相談	巡回実施園数(実): 17 園	巡回相談を希望する全ての幼稚園
事業	(内新規実施6園)	での本事業の実施
障害者基幹相談支援センター事業	相談人数:8,148人	各区役所1箇所の障害者(児)関
	(うち、18歳以下 706人)	連相談窓口設置体制を継続しま
	相談件数:51,348件	す。
	(うち、18歳以下 4,248件)	+ 15 × 5 1
「あい・ふぁいる」活用推進事業	セミナー開催:2回	支援者向けのセミナーを開催する
		とともに、「あい・ふぁいる」の周
古古旧帝丞连古博わいカ 動併市		知を進めます。
市立児童発達支援センター整備事   ***	平成 27 年度 既存の第2もず園	平成 30 年度中に新築工事完了
業	及び旧子ども相談所の解体工事設   計	平成 31 年度   (仮称)新第 2 もず     園開所
	ē	
	平成 27~28 年度 (収例)初第   2もず園園舎新築工事設計	
	409風图吉机栄上争政計	

<sup>※</sup>発達障害者支援センター運営事業の実支援人数: 実人数

### 【今後の方策】

- ○認定こども園、保育所、放課後児童対策事業等における障害児の受け入れは、児童の健全な成長に資するものでもあり、今後も受け入れを推進していきます。
- ○発達障害児等への指導を充実するため、学校に対し専門家による巡回相談を行うなど、組織的な支援 体制の充実を図ります。
- ○障害児及びその家族の生活を支えるため、身近な地域で相談や療育等が受けられる支援体制の充実を 図るとともに、関係機関の連携を推進していきます。
- ○発達障害児については、4・5歳児発達相談の実施など、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

# 第5章 計画の推進と進捗管理

# 1 計画推進の基本的な考え方

本計画は行政計画であり、目標に向け、本市が主体的に施策・事業の推進に取り組んでいきます。また、施策・事業の効果的な展開を図り、障害者のよりよい暮らしを実現していくためには、行政のみならず、関係する多様な主体がその力を発揮していくことが重要となることから、行政はもとより、障害当事者、事業所、各分野における関係機関、地域などのさまざまな主体が「協働」し、「地域共生社会」の実現をめざし、目標に向かって取組を進めていくことを基本的な考え方とします。

# 2 計画の推進体制

庁内においては、「堺市障害者施策推進委員会」を継続設置し、関係部局相互の連携を図りながら、さまざまな行政分野にわたる本計画の施策・事業を総合的に推進します。

全市的体制としては、「堺市障害者施策推進協議会」において、幅広い見地から本計画の進捗管理や本 市の障害者施策の課題検討など意見聴取を行い、計画の適切な推進を図ります。また、「堺市障害者自立 支援協議会」からの意見聴取等も行いながら、計画を推進します。

計画の推進にあたっての課題や多様なニーズを把握するためには、障害者やその家族、支援者等の視点を取り入れていくことが重要となります。本計画の推進にあたっても、障害者不在の障害者施策とならないよう、障害者やその家族、支援者の意見を聞く場を設けるなどの取組を通じて、計画推進への当事者参画を促進します。

# 3 計画の普及・啓発

計画を広く公表し、市民への周知に努めるとともに、市ホームページをはじめ、さまざまな媒体を活用して、本市における障害者福祉の考え方や施策の内容をわかりやすく紹介するなど、計画に関する情報発信を行い、障害者施策への市民の理解を深めるよう努めます。

## 4 計画の進捗管理と評価

本計画を着実に推進し、施策・事業を円滑に進めていくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応などを図っていくことが必要です。そこで、上記の推進体制を本計画の進捗管理と評価を行う基本的な枠組みとして位置づけ、計画進捗状況の点検・評価を行うことで、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。点検・評価の結果については、市ホームページ等で市民に公表します。

計画の進捗管理における具体的な手法としては、毎年度を評価のサイクルとして、「計画の立案 (Plan)」
⇒「事業の実施 (Do)」⇒「事業の評価・検証 (Check)」⇒「計画の改善 (Act)」の PDCA サイクルによる循環的マネジメントを実施し、本計画の所管課(第5期障害福祉計画:障害施策推進課、第1期障害児福祉計画:子ども家庭課)において目標達成状況、サービス利用量等の進行状況について整理・検討を行います。

PDCA サイクルによる計画の点検・評価の指標については、国の指針及び大阪府の考え方等もふまえ、「成果目標」と「活動指標」を位置づけます。「成果目標」は 6、7 ページ及び 23 ページに掲げている本計画の目標であり、その達成状況について毎年度(3 月時点)の分析・評価を行います。「活動指標」は目標の達成に関し、サービス提供量など活動状況の指標となるものであり、進捗状況について年 2 回(9 月時点、3 月時点)の分析・評価を行います。これらのプロセスを通じて、必要な場合には事業の見直し等の対応を図るなど、計画の適切な推進に向けた取組を行います。

障害者福祉に関する制度等の大きな変化など、本計画の前提に大きな影響を与えると想定される変化が生じた場合は、後述の毎年度の点検・評価とは別に、計画期間中においても必要に応じて計画内容の 見直しを行い、本計画の効果的、合理的な推進を図ります。

### 計画(Plan)



計画に成果目標と活動指標を設定し、事業推進やサービス確保の方策等を定める。



### 改善(Act)

点検・評価の結果をふまえ、必要があると認める ときは、事業の見直し等を実施する。

### 実行(Do)

計画の内容をふまえ、取組を推進する。



#### 評価(Check)

年1回、目標の達成状況について実績を把握し、社会情勢の変化や 関連施策の動向等もふまえながら、計画の進行状況の分析・評価を 行う。



	成果目標	活動指標
第5期障害福祉計画	福祉施設の入所者の地域生活への 移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	<ul> <li>○訪問系サービスの利用者数、利用時間数</li> <li>○生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>○自立生活援助の利用者数</li> <li>○申立生活援助の利用者数</li> <li>○共同生活援助の利用者数</li> <li>○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> <li>○施設入所支援の利用者数(※施設入所者の削減)</li> </ul>
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○精神障害者の地域移行、地域定着等に関する保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 ○長期入院患者数の削減 ○退院率の向上	<ul> <li>○精神障害者の地域移行、地域定着等に関する協議の場の設置及び活動内容・実績</li> <li>○訪問系サービスの利用者数、利用時間数</li> <li>○生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>○自立生活援助の利用者数</li> <li>○共同生活援助の利用者数</li> <li>○共同生活援助の利用者数</li> <li>○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数</li> </ul>
	地域生活支援拠点等の整備 福祉施設から一般就労への移行等	<ul><li>○地域生活支援拠点の活動内容・実績</li><li>○就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)</li></ul>
	<ul><li>□一般就労への移行者の増加</li><li>○一般就労への移行者の増加</li><li>○就労移行支援の利用者の増加</li><li>○就労移行支援事業所の就労移行率の増加</li><li>○就労定着支援事業による職場定着率の向上</li></ul>	から一般就労への移行者数  ○就労移行支援の利用者数、利用日数  ○就労定着支援の利用者数
	工賃の向上	○就労継続支援B型事業所の工賃の目標額
第1期障害児福祉計画	障害児支援の提供体制の整備等 ○児童発達支援センターの整備 ○保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築 ○主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービスの整備 ○医療的ケア児支援のための、保 健、医療、障害福祉、保育、教育 等の関係機関等が連携を図るた めの協議の場の設置	○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用回数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用回数 ○障害児相談支援の利用者数 ○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスにおける重症心身障害児等の利用者数、利用日数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数・活動実績 ○医療的ケア児支援に関する協議の場の設置及び活動内容・実績

# 1 障害者数、障害福祉サービス等利用状況

## (1)障害者手帳所持者数等

障害者手帳所持者数等の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は、人数、対人口比とも減少傾向にあります。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療(精神通院)受給者数、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数はいずれも増加しており、対人口比も上昇しています。小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は減少傾向にあります。

障害者(児)数の状況(各年度末)

(人)

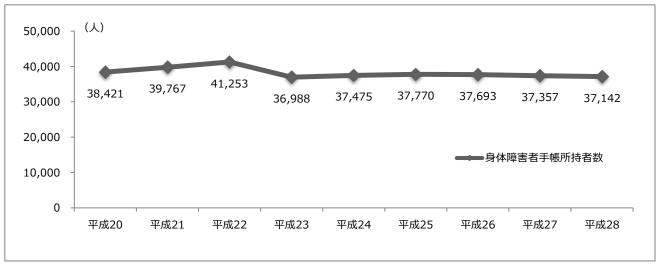
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体	障害者手帳所持者数	38,421	39,767	41,253	36,988	37,475	37,770	37,693	37,357	37,142
	18 歳未満	726	721	722	710	692	684	663	657	646
	18 歳以上	37,695	39,046	40,531	36,278	36,783	37,086	37,030	36,700	36,496
療育	手帳所持者数	5,606	5,832	6,058	6,294	6,497	6,713	6,985	7,298	7,565
	18 歳未満	1,676	1,736	1,809	1,895	1,865	1,882	1,938	2,084	2,170
	18 歳以上	3,930	4,096	4,249	4,399	4,632	4,831	5,047	5,214	5,395
精神	障害者保健福祉手帳所持者数	5,113	5,578	5,327	5,702	6,192	6,627	7,107	7,567	8,035
自立	支援医療(精神通院)受給者数	11,624	11,596	12,265	12,806	13,451	13,719	14,639	15,017	15,867
特定	医療費(指定難病)受給者証所持者数	4,349	4,865	5,040	5,457	5,745	6,878	6,312	7,240	7,588
小児	慢性特定疾病医療受給者証所持者数	1,183	1,190	1,185	1,108	1,125	1,149	1,034	966	944

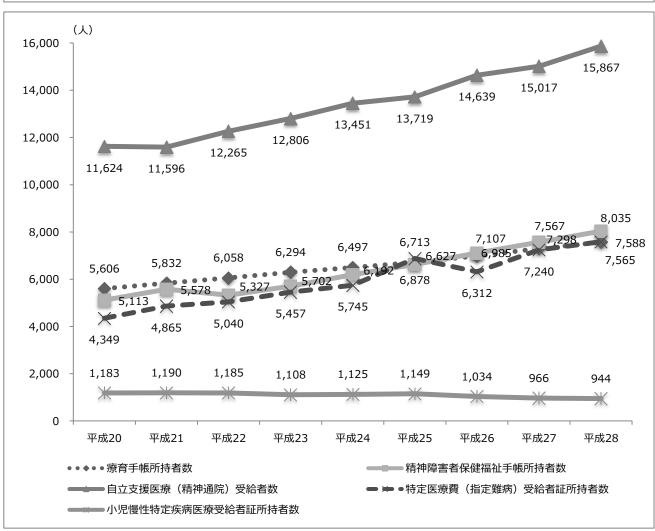
<sup>※</sup>身体障害者手帳所持者数の平成 22 年度から平成 23 年度の減少は、手帳所持者の精査を行い、実態のない手帳の登録削除を実施した ためです。

#### 対人口比

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳所持者数	4.59%	4.74%	4.90%	4.39%	4.45%	4.50%	4.49%	4.46%	4.45%
療育手帳所持者数	0.67%	0.70%	0.72%	0.75%	0.77%	0.80%	0.83%	0.87%	0.91%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	0.61%	0.67%	0.63%	0.68%	0.74%	0.79%	0.85%	0.90%	0.96%
自立支援医療(精神通院)受給者数	1.39%	1.38%	1.46%	1.52%	1.60%	1.63%	1.75%	1.79%	1.90%
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	0.52%	0.58%	0.60%	0.65%	0.68%	0.82%	0.75%	0.86%	0.91%
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	0.14%	0.14%	0.14%	0.13%	0.13%	0.14%	0.12%	0.12%	0.11%

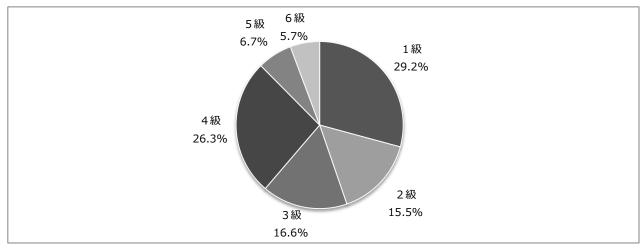
#### (手帳所持者数等の推移)



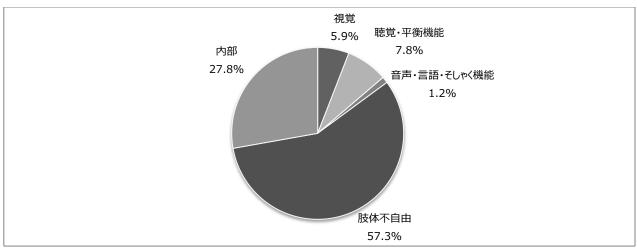


身体障害者の等級、障害種別の内訳は、平成 28 年度末で、1 級、4 級の割合が高くなっています。種別は、肢体不自由が 57.3%、内部障害が 27.8%、聴覚・平衡機能障害が 7.8%、視覚障害が 5.9%等となっています。

#### (身体障害者の総合等級)



### (身体障害者の障害種別)



	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害(18 歳未満)	23	12	4	0	1	3	3
視覚障害(18 歳以上)	2,170	696	675	148	148	305	198
聴覚·平衡機能障害(18 歳未満)	105	3	53	19	11	0	19
聴覚・平衡機能障害(18 歳以上)	2,804	316	655	305	546	15	967
聴覚機能障害(18 歳未満)	105	3	53	19	11	0	19
	2,790	315	653	303	546	6	967
平衡機能障害(18 歳未満)	0	0	0	0	0	0	
	14	1	2	2	0	9	
音声・言語・そしゃく機能障害(18 歳未満)	8	0	0	0	8		
音声・言語・そしゃく機能障害 (18 歳以上)	425	15	30	221	159		
肢体不自由障害(18 歳未満)	342	165	84	38	30	18	7
 肢体不自由障害(18 歳以上)	20,942	3,273	4,096	4,090	6,401	2,160	922
上肢障害(18 歳未満)	101	52	17	16	11	4	1
上肢障害(18 歳以上)	6,316	2,036	1,853	805	736	467	419
下肢障害(18 歳未満)	58	16	14	5	13	4	6
下肢障害(18 歳以上)	11,240	513	1,083	2,346	5,638	1,164	496
体幹障害(18 歳未満)	83	43	27	9	0	4	0
 体幹障害(18 歳以上)	3,161	614	1,102	923	5	517	0
脳原性運動機能障害(18 歳未満)	100	54	26	8	6	6	0
	225	110	58	16	22	12	7
上肢機能障害(18 歳未満)	56	36	14	2	3	1	0
上肢機能障害(18 歳以上)	109	74	15	5	5	8	2
移動機能障害(18 歳未満)	44	18	12	6	3	5	0
移動機能障害(18 歳以上)	116	36	43	11	17	4	5
内部障害(18 歳未満)	168	86	6	46	30		
内部障害(18 歳以上)	10,155	6,284	155	1,281	2,435		
心臓機能障害(18 歳未満)	135	66	3	42	24		
心臓機能障害(18 歳以上)	5,597	3,720	60	820	997		
じん臓機能障害(18 歳未満)	4	3	0	0	1		
じん臓機能障害(18 歳以上)	2,378	2,255	26	85	12		
呼吸器機能障害(18 歳未満)	4	3	0	1	0		
呼吸器機能障害(18 歳以上)	588	213	14	231	130		
ぼうこう・直腸機能障害 (18 歳未満)	10	0	3	3	4		
ぼうこう・直腸機能障害(18歳以上)	1,352	3	7	83	1,259		
小腸機能障害(18 歳未満)	5	4	0	0	1		
小腸機能障害(18 歳以上)	42	14	1	6	21		
免疫機能障害(18 歳未満)	0	0	0	0	0		
免疫機能障害(18 歳以上)	143	41	40	51	11		
肝臓機能障害(18 歳未満)	10	10	0	0	0		
肝臓機能障害(18 歳以上)	55	38	7	5	5		
計(18 歳未満)	646	266	147	103	80	21	29
計(18 歳以上)	36,496	10,584	5,611	6,045	9,689	2,480	2,087
総計	37,142	10,850	5,758	6,148	9,769	2,501	2,116

障害者の年齢階層は、身体障害者では65歳以上の高齢者が約7割を占めており、割合が上昇しています。知的障害者は20~39歳の年齢層、精神障害者は40~64歳の年齢層の割合が高くなっています。

障害者(児)の年齢階層構成比(各年度末)

(人)

H-11-1	児)の年齢階層構 種別	身体障害		療育	手帳	精神阿保健福		自立支(精神	援医療通院)
	年齢階層	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率
	0 歳~5 歳	138	0.4%	245	3.8%	4	0.1%	4	0.0%
	6 歳~17 歳	552	1.5%	1,616	24.9%	130	2.1%	363	2.7%
	18 歳・19 歳	105	0.3%	290	4.5%	36	0.6%	132	1.0%
平成 24	20 歳~39 歳	1,936	5.2%	2,363	36.4%	1,499	24.2%	3,380	25.1%
年度	40 歳~64 歳	8,912	23.8%	1,746	26.9%	3,383	54.6%	6,745	50.1%
	65 歳以上	25,832	68.9%	237	3.6%	1,140	18.4%	2,827	21.0%
	計	37,475	100.0%	6,497	100.0%	6,192	100.0%	13,451	100.0%
	0 歳~5 歳	128	0.3%	265	3.9%	5	0.1%	2	0.0%
	6歳~17歳	555	1.5%	1,617	24.1%	179	2.7%	321	2.3%
	18 歳・19 歳	105	0.3%	334	5.0%	29	0.4%	114	0.8%
平成 25	20 歳~39 歳	1,861	4.9%	2,385	35.5%	1,532	23.1%	3,337	24.3%
年度	40 歳~64 歳	8,523	22.6%	1,832	27.3%	3,592	54.2%	6,895	50.3%
	65 歳以上	26,598	70.4%	280	4.2%	1,290	19.5%	3,050	22.2%
	計	37,770	100.0%	6,713	100.0%	6,627	100.0%	13,719	100.0%
	0 歳~5 歳	124	0.3%	324	4.6%	5	0.1%	4	0.0%
	6 歳~17 歳	539	1.4%	1,613	23.1%	225	3.2%	338	2.3%
<del></del>	18 歳・19 歳	111	0.3%	360	5.2%	25	0.4%	122	0.8%
平成 26 年度	20 歳~39 歳	1,779	4.7%	2,407	34.5%	1,574	22.1%	3,414	23.3%
十/文	40 歳~64 歳	8,183	21.7%	1,966	28.1%	3,835	54.0%	7,378	50.4%
	65 歳以上	26,957	71.5%	315	4.5%	1,443	20.3%	3,383	23.1%
	計	37,693	100.0%	6,985	100.0%	7,107	100.0%	14,639	100.0%
	0 歳~5 歳	133	0.4%	358	4.9%	9	0.1%	7	0.0%
	6歳~17歳	523	1.4%	1,725	23.6%	262	3.5%	348	2.3%
平成 27	18 歳・19 歳	120	0.3%	349	4.8%	36	0.5%	142	0.9%
年度	20 歳~39 歳	1,731	4.6%	2,481	33.9%	1,580	20.9%	3,285	21.9%
4/又	40 歳~64 歳	7,797	20.9%	2,040	27.9%	4,092	54.1%	7,651	50.9%
	65 歳以上	27,053	72.4%	355	4.9%	1,588	21.0%	3,584	23.9%
	計	37,357	100.0%	7,308	100.0%	7,567	100.0%	15,017	100.0%
	0 歳~5 歳	137	0.4%	351	4.6%	10	0.1%	2	0.0%
	6 歳~17 歳	510	1.4%	1,818	24.0%	325	4.0%	407	2.6%
च उ०	18 歳・19 歳	96	0.3%	328	4.3%	45	0.6%	151	1.0%
平成 28 年度	20 歳~39 歳	1,660	4.5%	2,578	34.1%	1,625	20.2%	3,388	21.4%
十/支	40 歳~64 歳	7,585	20.4%	2,117	28.0%	4,375	54.4%	8,094	51.0%
	65 歳以上	27,266	73.2%	371	4.9%	1,655	20.6%	3,825	24.1%
	計	37,254	100.0%	7,563	100.0%	8,035	100.0%	15,867	100.0%

#### 【難病患者への医療費助成及び障害福祉サービス等の利用について】

- ・指定難病及び小児慢性特定疾病の患者(児)に対する医療費助成制度については、難病法及び児童福祉法(改正)により制度が定められ、平成27年1月から、医療費の助成を受けられる対象疾病が拡大されています。指定難病は旧制度の56疾患から、新制度で対象が順次拡大され、平成29年度までに330疾病が指定されています。小児慢性特定疾病は旧制度の514疾患から、平成29年度までに722疾病が指定されています。
- ・36 ページに掲載の「特定医療費(指定難病)受給者証所持者数」と「小児慢性特定疾病医療受給者証 所持者数」については、平成26年度までは旧制度における医療費助成の受給者数を掲載しています。 現在の制度とは対象疾病数が異なっていることにご留意ください。
- ・また、難病患者の障害福祉サービス等の利用については、障害者総合支援法及び児童福祉法(改正)により障害者(児)の範囲が拡大され、平成25年4月より、サービスの利用が可能となりました。対象疾病は平成25年4月の開始時には130疾病でしたが、平成29年度までに358疾病に拡大されています。
- ・42 ページに障害支援区分認定者数の推移を掲載していますが、平成 25 年度以降には難病患者の認定者数も掲載しています。

# (2)障害支援区分認定者数

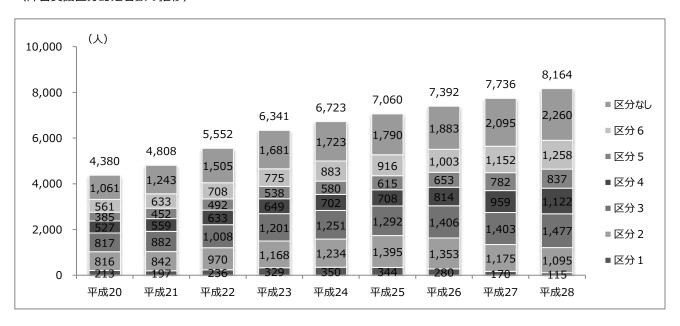
障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、平成 28 年度末で 8,164 人となっています。手帳所持者数 に対する認定者数の割合は、精神障害者保健福祉手帳所持者で上昇傾向が見られます。

障害支援区分認定者数の状況(各年度末)

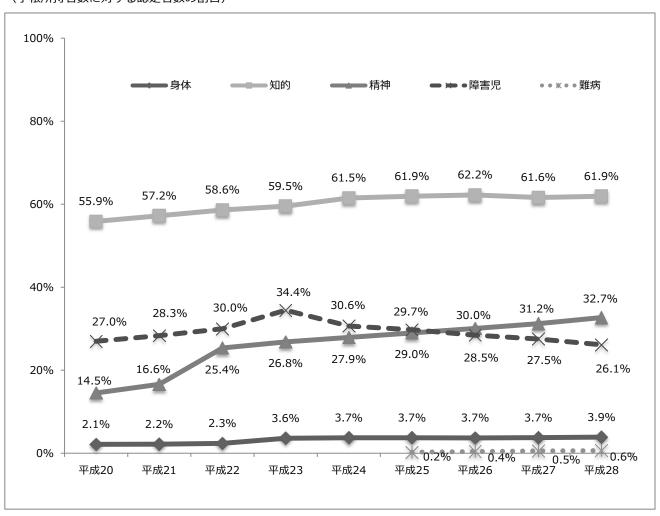
(人)

		<b>の</b> (人) (日午)		Ε. Λ. a.	E // 4	Ε· / -	Ε.Λ.c	F-7.44	(人)
	I	区分 1	区分 2	区分3	区分4	区分 5	区分6	区分なし	合計
	身体	49	164	134	73	75	184	116	795
πd; 20	知的	97	370	475	363	283	372	236	2,196
平成 20	精神	67	282	208	91	27	5	61	741
年度	障害児	_	_	_	_	_	_	648	648
!	合計	213	816	817	527	385	561	1,061	4,380
	身体	43	157	143	85	88	206	120	842
	知的	89	365	489	391	340	422	248	2,344
平成 21	精神	65	320	250	83	24	5	179	926
年度	障害児	_	-	_	_			696	696
!	合計	197	842	882	559	452	633	1,243	4,808
	身体	48	169	176	95	99	240	125	952
	知的	105	392	535	443	374	459	182	2,490
平成 22	精神	83	409	297	95	19	9	439	1,351
年度		63	409	297	93	19	9	759	759
!	障害児	- 226	070	1 000	-	402	700		
	合計	236	970	1,008	633	492	708	1,505	5,552
!	身体	115	254	290	119	130	282	106	1,296
平成 23	知的	120	423	570	449	385	487	185	2,619
年度	精神	94	491	341	81	23	6	493	1,529
	障害児	_	_	_	_	_		897	897
	合計	329	1,168	1,201	649	538	775	1,681	6,341
	身体	120	248	317	124	131	297	128	1,365
平成 24	知的	129	439	574	493	424	578	211	2,848
年成 24	精神	101	547	360	85	25	8	601	1,727
十反	障害児	_	_	-	_	_	-	783	783
!	合計	350	1,234	1,251	702	580	883	1,723	6,723
	身体	104	272	297	123	140	300	132	1,368
!	知的	143	470	607	499	442	607	223	2,991
平成 25	精神	97	647	384	83	32	9	669	1,921
年度	障害児	_	_	_	_	_	_	763	763
	難病	0	6	4	3	1	0	3	17
	合計	344	1,395	1,292	708	615	916	1,790	7,060
	身体	78	232	314	132	148	314	134	1,352
	知的	123	467	622	540	473	668	247	3,140
平成 26	精神	78	649	462	138	32	20	756	2,135
年度	障害児	-	-	<del>-</del> 402	130			740	740
十段	難病	1	5	8	4	0	1	6	25
!	合計								
	身体	280 53	1,353 198	1,406 325	814 162	653 146	1,003 322	1,883 165	7,392 1,371
b_=	知的	81	376	526	580	588	795	266	3,212
平成 27	精神	34	598	540	212	45	31	901	2,361
年度	障害児	_	_	_	_			754	754
	難病	2	3	12	5	3	4	9	38
 	合計	170	1,175	1,403	959	782	1,152	2,095	7,736
	身体	33	154	337	197	155	336	201	1,413
	知的	61	328	522	637	622	878	1,021	3,340
平成 28	精神	19	609	602	280	56	40	292	2,627
年度	障害児	_	_	_	_	_	_	736	736
	難病	2	4	16	8	4	4	10	48
	合計	115	1,095	1,477	1,122	837	1,258	2,260	8,164

#### (障害支援区分認定者数の推移)



#### (手帳所持者数に対する認定者数の割合)



# (3) 障害福祉サービス等の利用状況

## ① サービス利用状況

障害福祉サービス等の利用実績の推移を見ると、利用の増えているサービスが多くなっています。

障害福祉サービス等の利用実績(各年度の月平均)

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問系サービス	訪問系サービス合計	利用者数	2,194	2,353	2,432	2,605	2,748
		利用時間	68,506	70,681	67,398	74,169	81,404
	居宅介護	利用者数	1,715	1,845	1,976	2,102	2,222
		利用時間	33,448	34,276	36,055	38,645	40,839
	重度訪問介護	利用者数	196	207	164	201	208
		利用時間	26,997	27,904	22,951	27,176	31,654
	同行援護	利用者数	257	274	264	274	287
		利用時間	7,328	7,758	7,604	7,629	8,137
	行動援護	利用者数	26	27	28	28	31
		利用時間	733	743	788	719	774
日中活動系サービス等	生活介護	利用者数	1,676	1,626	1,677	1,743	1,800
		利用日数	32,262	33,248	33,144	35,853	34,053
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	17	28	30	25	25
		利用日数	216	413	359	281	205
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	78	92	85	125	131
		利用日数	1,769	1,725	1,446	1,879	1,755
	就労移行支援	利用者数	254	190	203	212	233
		利用日数	4,522	3,685	4,217	4,073	3,876
	就労継続支援(A型)	利用者数	45	55	92	170	290
		利用日数	954	1,147	1,881	3,455	5,256
	就労継続支援(B型)	利用者数	1,399	1,471	1,588	1,692	1,790
		利用日数	23,822	26,065	28,248	30,095	29,990
	療養介護	利用者数	94	123	132	131	131
	短期入所	利用者数	519	515	590	673	761
		利用日数	3,037	3,465	4,317	4,452	4,971
居住系	共同生活援助	利用者数	610	598	637	659	707
	施設入所支援	利用者数	532	488	476	461	451
相談支援	計画相談支援	利用者数	387	553	790	1,137	1,521
	地域移行支援	利用者数	6	3	2	3	5
	地域定着支援	利用者数	202	249	251	232	227
地域生活支援事業	移動支援事業 <sup>※1</sup>	利用者数	2,405	2,549	2,664	2,746	2,803
		利用時間	494,952	525,923	542,564	549,538	548,896
	地域活動支援センター <sup>※2</sup>	設置数	16	16	16	17	17
		利用者数	668	810	1,074	718	715

<sup>※1</sup> 地域生活支援事業の移動支援事業:利用者数は各年度の月平均、利用時間は年間合計

<sup>※2</sup> 地域生活支援事業の地域活動支援センター:設置数・利用者数は各年度の年度末値

第4期障害福祉計画のサービス見込量と利用実績を比較すると、訪問系サービスは、全体としては、おおむね見込量の水準で推移しています。また、生活介護、就労継続支援B型などについても見込量の水準となっています。就労継続支援A型については、見込を大きく上回る水準であり、相談支援は見込を下回っています。

障害福祉サービス等の見込量と実績値(各年度の月平均)

	込量と美領他(各年度の月平	·		平成 27 年度	[		平成 28 年度	
			見込量	実績値	実績値/ 見込量	見込量	実績値	実績値/ 見込量
訪問系サービス	訪問系サービス合計	利用者数	2,655	2,605	98.1%	2,818	2,748	97.5%
		利用時間	79,539	74,169	93.2%	83,453	81,404	97.5%
	居宅介護	利用者数	2,108	2,102	99.7%	2,258	2,222	98.4%
		利用時間	39,627	38,645	97.5%	42,274	40,839	96.6%
	重度訪問介護	利用者数	226	201	88.9%	235	208	88.5%
		利用時間	30,819	27,176	88.2%	31,969	31,654	99.0%
	同行援護	利用者数	290	274	94.5%	293	287	98.0%
		利用時間	8,213	7,629	92.9%	8,296	8,137	98.1%
	行動援護	利用者数	31	28	90.3%	32	31	96.9%
		利用時間	880	719	81.7%	914	774	84.7%
日中活動系サービス等	生活介護	利用者数	1,743	1,743	100.0%	1,797	1,800	100.2%
		利用日数	35,671	35,853	100.5%	36,775	34,053	92.6%
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	37	25	67.6%	40	25	62.5%
		利用日数	521	281	53.9%	550	205	37.3%
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	126	125	99.2%	145	131	90.3%
		利用日数	2,675	1,879	70.2%	3,098	1,755	56.6%
	就労移行支援	利用者数	247	212	85.8%	304	233	76.6%
		利用日数	4,682	4,073	87.0%	5,761	3,876	67.3%
	就労継続支援(A型)	利用者数	73	170	232.9%	77	290	376.6%
		利用日数	1,788	3,455	193.2%	1,891	5,256	277.9%
	就労継続支援(B型)	利用者数	1,702	1,692	99.4%	1,813	1,790	98.7%
		利用日数	30,423	30,095	98.9%	32,404	29,990	92.6%
	療養介護	利用者数	130	131	100.8%	130	131	100.8%
	短期入所	利用者数	663	673	101.5%	758	761	100.4%
		利用日数	4,389	4,452	101.4%	4,994	4,971	99.5%
居住系	共同生活援助	利用者数	725	659	90.9%	808	707	87.5%
	施設入所支援	利用者数	478	461	96.4%	472	451	95.6%
相談支援	計画相談支援	利用者数	2,887	1,137	39.4%	4,034	1,521	37.7%
	地域移行支援	利用者数	9	3	33.3%	9	5	55.6%
	地域定着支援	利用者数	306	232	75.8%	443	227	51.2%
地域生活支援事業	移動支援事業※1	利用者数	2,703	2,746	101.6%	2,740	2,803	102.3%
		利用時間	556,066	549,538	98.8%	563,833	548,896	97.4%
	地域活動支援センター <sup>※ 2</sup>	設置数	18	17	94.4%	21	17	81.0%
		利用者数	1,051	718	68.3%	1,259	715	56.8%

<sup>※1</sup> 地域生活支援事業の移動支援事業:利用者数は各年度の月平均、利用時間は年間合計

<sup>※2</sup> 地域生活支援事業の地域活動支援センター:設置数・利用者数は各年度の年度末値

### ② 障害児サービスの利用状況

障害児サービスの利用実績の推移を見ると、利用の増えているサービスが多くなっています。

第4期障害福祉計画のサービス見込量と利用実績を比較すると、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、おおむね見込量を超える水準で推移しています。障害児相談支援は見込を下回っています。

障害児サービスの利用実績(各年度の月平均)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	利用者数	269	378	509	738	686
	利用日数	2,752	3,212	4,050	5,023	4,808
医療型児童発達支援	利用者数	57	93	76	83	71
	利用日数	584	712	617	716	622
放課後等デイサービス	利用者数	931	1,311	1,688	2,297	2,221
	利用日数	6,325	9,633	12,998	17,017	17,741
保育所等訪問支援	利用回数	4	12	35	20	29
障害児相談支援	利用者数	56	125	189	266	308

#### 障害児入所施設

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉型障害児入所施設	利用者数	10	10	8	16	20
	利用日数	307	294	240	345	407
	入所措置費実績(人)	22	22	20	21	21
医療型障害児入所施設	利用者数	23	17	18	19	20
	利用日数	680	490	514	519	557
	入所措置費実績(人)	9	11	10	10	10

#### 障害児サービスの見込量と実績値(各年度の月平均)

	これが心を主く大阪に(ロイスの)」「つ)									
			平成 27 年度			平成 28 年度				
		見込量	実績値	実績値/ 見込量	見込量	実績値	実績値/ 見込量			
児童発達支援	利用者数	529	738	139.5%	558	686	122.9%			
	利用日数	4,809	5,023	104.4%	5,073	4,808	94.8%			
医療型児童発達支援	利用者数	74	83	112.2%	73	71	97.3%			
	利用日数	746	716	96.0%	736	622	84.5%			
放課後等デイサービス	利用者数	2,066	2,297	111.2%	2,190	2,221	101.4%			
	利用日数	15,056	17,017	113.0%	15,959	17,741	111.2%			
保育所等訪問支援	利用回数	32	20	62.5%	33	29	81.8%			
障害児相談支援	利用者数	470	266	56.6%	642	308	48.0%			

### ③ 事業所等の状況

市内の障害福祉サービス等事業所は、平成 28 年度末で施設入所支援事業所が 5 箇所、共同生活援助事業所が住居単位で 175 箇所、短期入所が 21 か箇所等となっています。日中活動系の実施設数は 159 箇所、障害児通所の実施設数は 180 箇所です。また、計画相談支援事業所は 93 箇所、障害児相談支援事業所は 52 箇所となっています。

障害福祉サービス事業所等の状況(平成28年度末)

		圏域		堺·	·西			中	·南	
施設・	サービスの種類	区	均	早	₽	5	Ч	Þ	南	<u> </u>
			施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
施設入所	ī支援		1	40	1	80	0	0	2	96
共同生活	括助(住居単位	<u></u>	28	103	16	64	28	147	36	114
短期入所	Í		4	18	2	16	2	17	4	45
	療養介護		1	50	0	0	0	0	0	0
	生活介護		10	243	6	256	16	294	11	321
	自立訓練(生)	舌訓練)	2	40	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(機能	能訓練)	1	10	0	0	0	0	0	0
日中	宿泊型自立訓網	<b>東</b>	1	20	0	0	0	0	0	0
活動	就労移行支援		8	143	2	26	4	42	4	29
	就労継続支援	(A型)	10	170	2	30	2	20	1	10
	就労継続支援	(B型)	27	485	14	248	18	292	17	303
	計		60	1,161	24	560	40	648	33	663
	(実 施設数)		46	_	20	_	31	_	22	_
地域活動	支援センター		5	70	1	10	2	30	3	40
計画相談	<b>支援</b>		19	_	19	_	18	_	14	_
居宅介護	Ė		87	_	66	_	72	_	41	_
移動支援	<u>1</u>		76	_	58	_	59	_	41	_
医療型障	害児入所施設		1	25	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達	全支援センター	0	0	1	30	0	0	1	40
	福祉型児童発達	達支援センター	0	0	2	100	0	0	1	50
障害児	児童発達支援		13	62	4	14	13	65	6	30
通所	放課後等デイサ	ービス	18	113	11	86	22	155	11	80
	計		31	175	18	230	35	220	19	200
	(実 施設数)		18	_	14	_	22	_	13	-
障害児相	]談支援		6	1	13	_	11	_	10	-

圏域			北・東・美原						±n.△₽	
施設・サービスの種類区		北		東		美原		市内合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
施設入所支援			1	50	0	0	0	0	5	266
共同生活援助(住居単位)			35	118	23	71	9	41	175	658
短期入所		3	19	3	26	3	26	21	167	
	療養介護		0	0	0	0	0	0	1	50
	生活介護		8	160	5	133	2	60	58	1,467
	自立訓練(生活	5訓練)	2	30	1	26	0	0	5	96
	自立訓練(機能	<b>恺訓練)</b>	0	0	0	0	0	0	1	10
日中	宿泊型自立訓練	東	0	0	0	0	0	0	1	20
活動	就労移行支援		3	32	2	31	0	0	23	303
	就労継続支援(A型)		1	40	4	65	0	0	20	335
	就労継続支援(B型)		13	216	13	243	3	60	105	1,847
	計		27	478	25	498	5	120	214	4,128
(実 施設数)			20	_	16	_	4	_	159	_
地域活動	地域活動支援センター		3	40	2	20	1	20	17	230
計画相談	泛支援		17	-	4	_	2	-	93	-
居宅介護	Ė		69	-	28	_	5	-	368	-
移動支援	2 2		61	_	24	_	5	_	324	-
医療型障	害児入所施設		0	0	0	0	0	0	1	25
	医療型児童発達	達支援センター	0	0	0	0	0	0	2	70
	福祉型児童発達	<b>達支援センター</b>	0	0	0	0	0	0	3	150
障害児	児童発達支援		17	82	11	55	4	20	68	328
通所	放課後等デイサ	ービス	26	178	13	75	6	40	107	727
	計		43	260	24	130	10	60	180	1,275
	(実 施設数)		26	_	13	_	6	_	112	_
障害児相	障害児相談支援			_	3	_	0	_	52	_

市内の障害福祉サービス等事業所について、平成 27 年度末から平成 28 年度末の 1 年間の増減を見ると、日中活動、障害児通所とも、施設数、定員数いずれも増加しています。サービス別では、特に就労継続支援(B型)、就労継続支援(A型)、就労移行支援等の定員増加が大きくなっています。障害児通所サービスでは、放課後等デイサービス等の定員増加が大きくなっています。

障害福祉サービス事業所等の状況(前年からの増減)

施設・サービスの種類区			堺·西				中・南			
		堺		西		中		南		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
施設入所	<b></b> 支援		0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(住居単位)			4	8	0	1	<b>A</b> 2	<b>1</b>	1	10
短期入所			0	2	0	0	0	<b>▲</b> 1	0	0
療養介護			0	0	0	0	0	0	0	0
	生活介護		▲ 2	25	▲ 3	▲ 24	1	20	0	13
	自立訓練(生活	舌訓練)	0	5	0	0	0	0	<b>1</b>	▲ 6
	自立訓練(機能	<b>能訓練)</b>	0	<b>▲</b> 5	0	0	0	0	0	0
日中	宿泊型自立訓絲	<b>東</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
活動	就労移行支援		1	32	1	20	3	34	<b>A</b> 1	<b>▲</b> 14
	就労継続支援(A型)		0	0	0	0	1	10	0	0
	就労継続支援(B型)		0	41	1	37	3	38	1	59
	計		<b>1</b>	98	<b>1</b>	33	8	102	<b>A</b> 1	52
(実 施設数)			<b>▲</b> 7	_	0	_	4	_	▲ 3	_
地域活動	支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0
計画相談	泛支援		<b>A</b> 3	-	1	_	0	_	0	-
居宅介護	Ę		<b>▲</b> 7	_	2	_	7	_	▲ 5	_
移動支援	2		<b>A</b> 2	1	4	_	5	_	0	-
医療型障	害児入所施設		0	0	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉型児童発達支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0
障害児 通所	児童発達支援		4	17	1	5	4	20	<b>1</b>	▲ 5
	放課後等デイサービス		3	8	<b>1</b>	▲ 15	5	30	2	25
	計		7	25	0	<b>1</b> 0	9	50	1	20
	(実 施設数)		3	_	<b>A</b> 1	_	5	_	2	_
障害児相	談支援		0	_	1	_	0	_	0	_

圏域			北・東・美原						++^=1	
施設・サービスの種類区		北		東		美原		市内合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
施設入所	f支援		0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(住居単位)			4	14	1	1	0	0	8	33
短期入所			1	9	0	0	<b>1</b>	▲ 9	0	1
	療養介護		0	0	0	0	0	0	0	0
	生活介護		0	10	1	18	0	0	▲ 3	62
	自立訓練(生活	5訓練)	1	20	0	0	0	0	0	19
	自立訓練(機能	<b>恺訓練)</b>	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5
日中	宿泊型自立訓練	<b>東</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
活動	就労移行支援		0	0	0	▲ 3	0	0	4	69
	就労継続支援(A型)		1	40	2	25	0	0	4	75
	就労継続支援(B型)		<b>▲</b> 2	<b>▲</b> 21	▲ 2	<b>▲</b> 25	<b>A</b> 1	0	0	129
	計		0	49	1	15	<b>1</b>	0	5	349
	(実 施設数)		<b>▲</b> 2	_	▲ 2	_	<b>1</b>	_	<b>▲</b> 11	
地域活動	支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0
計画相談	支援		1	_	<b>A</b> 1	_	<b>1</b>	_	▲ 3	_
居宅介護	Ė		9	_	2	_	0	_	8	_
移動支援	<u>1</u>		6	_	1	_	<b>1</b>	_	13	_
医療型障	算害児入所施設 		0	0	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達	幸支援センター ニュ	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉型児童発達	幸支援センター ニュ	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児	児童発達支援		1	5	2	10	0	0	11	52
通所	放課後等デイサ	ービス	2	15	2	10	0	0	13	73
	計		3	20	4	20	0	0	24	125
	(実 施設数)		1	_	2	_	0	_	12	_
障害児相談支援			2	_	0	_	0	_	3	-

# 2 検討・策定組織及び策定経過

# (1)検討·策定組織

# ① 堺市障害者施策推進協議会

(50 音順 敬称略)

氏 名	(50 首順 - 敬称略)
東奈央	大阪弁護士会
嵐谷 安雄	ビッグ・アイ共同機構国際障害者交流センター 館長
猪井 佳子	特定非営利活動法人日本マルファン協会
井上隆	堺市社会福祉施設協議会 児童部部長
上野 紀美	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会理事
宇田 勝良	堺公共職業安定所 所長
岡原 和弘	一般社団法人堺市医師会 副会長(医療法人 岡原クリニック)
岡村 隆行	地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター 小児科部長
小田多佳子	特定非営利活動法人ぴーす 理事長
木下ソデ子	一般財団法人堺市人権協会/部落解放堺地区障害者(児)を守る会 副会長
酒井佐枝子	国立大学法人大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児 発達学研究科 准教授
阪田 昌英	一般社団法人堺市歯科医師会 副会長
桜井 恒男	総合相談情報センター 所長
信田 禮子	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 理事
武南千賀子	堺精神障害者地域支援連絡協議会 代表
妻沼 和彦	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会副理事長
中内福成	堺障害フォーラム 会長
納谷 保子	堺脳損傷協会 会長
○狭間香代子	学校法人関西大学 人間健康学部 教授
前田 伸一	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会
松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」 センター長
松久 眞実	学校法人プール学院大学 教育学部教育学科 准教授
丸野 照子	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 部会長
三田 優子	公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授
◎守屋 國光	学校法人プール学院大学 教育学部教育学科 教授
橋本 輝幸	大阪府立堺支援学校 校長
山口 前子	堺市立第1・第2もず園 園長
山田摩利子	一般社団法人堺市医師会 会員(医療法人杏和会 阪南病院)
吉川 征延	堺市発達障害者支援センター 所長
綿谷 輝昭	大阪府立堺聴覚支援学校 校長

◎:会長 ○:職務代理者

# ② 堺市障害者施策推進協議会 障害福祉計画策定専門部会

### ■本体会議委員 14名

(50 音順 敬称略)

氏 名	所属団体等
猪井 佳子	特定非営利活動法人日本マルファン協会
井上隆	堺市社会福祉施設協議会 児童部部長
上野 紀美	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事
小田 多佳子	特定非営利活動法人ぴーす 理事長
木下ソデ子	一般財団法人堺市人権協会/部落解放堺地区障害者(児)を守る会 副会長
桜井 恒男	総合相談情報センター 所長
妻沼 和彦	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会副理事長
中内福成	堺障害フォーラム 代表
納谷 保子	堺脳損傷協会 会長
◎狭間香代子	学校法人関西大学 人間健康学部 教授
前田 伸一	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会
松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」 センター長
丸野 照子	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 部会長
○三田 優子	公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授

◎:部会長 ○:職務代理者

### ■臨時委員 4名

(50 音順 敬称略)

	(00 11/2 3/13/11)
氏 名	所属団体等
小村 和子	堺市きこえ支援協会 理事
土屋久美子	堺市視覚障害者福祉協会 理事
野村博	堺・自立をすすめる障害者連絡会 副代表
林 信子	堺市精神障害者家族会(堺のぞみの会 会長)

# (2)計画策定経過

日付	会議名	検討項目内容
平成 29 年	第1回	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策
7月19日	障害者施策推進協議会	定について
		・計画策定に関する検討の進め方について
		・会議日程について
7月24日	第1回	・計画策定に関する検討の進め方について
	障害福祉計画策定専門部会	・計画策定の基本指針について
		・実態調査結果の概要について
9月11日	第2回	・前計画の進捗状況について
	障害福祉計画策定専門部会	・計画の理念について
		・計画の成果目標について
10月2日	第3回	・訪問系サービスの見込量について
	障害福祉計画策定専門部会	・居住系サービスの見込量について
10月16日	第4回	・日中活動系サービスの見込量について
	障害福祉計画策定専門部会	・相談支援の見込量について
11月6日	第 5 回	・地域生活支援事業の見込量について
	障害福祉計画策定専門部会	・障害児サービスの見込量について
		・発達障害者等に対する支援の見込量について
		・堺市子ども・子育て支援事業計画の障害児支援に
		ついて
11月27日	第6回	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素
	障害福祉計画策定専門部会	案)について
	障害福祉計画策定専門部会	案)について

# 3 障害者総合支援法・児童福祉法(抜粋)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

### 第五章 障害福祉計画

(基本指針)

- 第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に 係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、 障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して 必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

#### (市町村障害福祉計画)

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要 な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハ ビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情 を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものと

する。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関す る事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を 反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三 項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析 及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要 な措置を講ずるものとする。

### 児童福祉法

#### 第二章第九節 障害児福祉計画

(基本指針)

- 第三十三条の十九 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この 項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。)の提供 体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県 障害児福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規 定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、 障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

#### (市町村障害児福祉計画)

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方 策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関 その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を 正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものと する。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八 条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に 規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合におい て、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に 提出しなければならない。
- 第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第5期堺市障害福祉計画 第1期堺市障害児福祉計画

平成30年3月発行

発行 堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7818 (障害施策推進課)

072-228-7331 (子ども家庭課)

FAX 072-228-8918 (障害施策推進課) 072-228-8341 (子ども家庭課)

堺市行政資料番号 ・・・・・・・・